

日本制度通

一

卷一

皇位御繼承の事	三種神器の事	后妃の事	皇族の事	祭祀の事	朝禮の事	詔勅の事	印璽の事	改元の事	頒曆の事	官殿の事	山陵の事	樂舞の事	服忌齋戒の事
---------	--------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	--------

73
6437
1



外
子川
之五
古乃
集
集
集

73
6437
1-3

目 78
6437
1

通度制本日

大和
 おこしは
 駿
 越

古乃善いこれとちあふりよる志を今
 の世
 乃さまよ考へあはまきはるくこれおまを此の
 中
 一はあまをいふはあまの
 心
 のよて政理法制の世はまをいふはあまの
 心
 さよと風俗言詞の時よ志をいふはあまの
 心

らよむを費すのことはしてうまう考得んこ
とほうとなんあるべきこれをおよそつていば
歴史の事實を——のこよそ人の身よ骨
と肉をなすのて體をなしたんこのそと政理法
制を考ふ得んは血脈よめり氣息乃と
よむにひくこのそと精神を——はし
て活動の事業をよむれはたれをむじ

よむまをそこの學志をよむるを入ま
て官職禮儀刑法食貨地理乃しといふ品
をわら類をあらめし書のものを見ゆめ
車とそは書とる巻のうそせいとおほく志
うんかうそをのそしなまはるたおほく志
享保のころ伊藤の博士のあはせる制を通
て文のそまつてまわのよしし假字をそあは

まは初学のいふよまよし其まなまよか國の
事をしむよ一むれをこの國のなるは思ふまあ
ふすとおろつるまあはくおほしとて古曲よ以
るりやまよこれまめあらはまよるまの日本制
度通よ高等の學校よ入しとて歴史のまもよ
にいふく學生いさよ法制の大つさをとりわ
せつしめんまをば志のまよして何事よまあれ

またこの國內の事とらまよ知りて後よまらこ
の學よまよむむむしまよなりまよる今の世のま
いよまよむし著者のあしおいんる一しんのは
もんめらららららこの書のはまよるいんる
るまよれ風俗言詞の事よしんるまよるかまよ別
よおのつらまの作者あま繁ら

明治廿二年四月のはしめ

文科大學教授文學博士小中村清矩識

Faint handwritten text, likely bleed-through from the reverse side of the page.

日本制度通論
凡史を讀むもの。制度の沿革を知らざれば、其盛衰變遷の故と詳よすること能はず。然まども從來其種の書ふ乏しく。希は日本史の志類。伊藤東涯の制度通の如きあれども。或は浩漭。或は太簡よして。初學に便ならず。此書の其缺陷を補はん爲ふ編修せしものなり。
凡此書の事實を叙述すると主として。濫は著者の論斷と加へど。畢竟事状既は明なれば。變遷

推移の理みのつら知らるればなり。事實を正しき古書中の膏腴を抽繹せり。且其書名を註記せし。讀者の原ふ溯らんと欲するものふ便せんとなり。

凡挿画ハ。文辭と相表裏して。事物の狀態と明よせん爲。傳來正しきものよ就て描寫せり。觀の美の爲ふ徒設せしものふあらず。

凡文辭ハ。平易簡明と主とし。つとめて奇僻を避けたり。然れども國史上の専門語ハ。間これを用ひたり。蓋之よ回りて。當時の事態と發明を

ることあればなり。

凡事皇上ハ。關ハるものも。平頭闕字の例よ由らず。紙幅の短縮を欲さればなり。敢て敬意と失ひしよあらず。

凡此書ハ。有史以來を分ちて五期とす。神武天皇の紀元以前を太古とし。紀元元年より皇極天皇の三年まで。凡一千三百年間と上古とし。孝徳天皇の大化元年より。安徳天皇の壽永四年。即鎌倉幕府創置の前まで。凡五百四十一年間と中古とし。後鳥羽天皇の文治二年より。孝

明天皇の慶應三年まで。凡六百八十二年間。即
武家執政の時代と近世と。今上天皇の明治
元年以降と今代とす。

明治二十二年八月

（Faint bleed-through text from the reverse side of the page, including characters like 皇位, 三種, 神器, etc.)

日本制度通總目錄

卷一

皇位御繼承の事

三種神器の事

后妃の事

皇族の事

祭祀の事

朝禮の事

詔勅の事

印璽の事



改元の事

頒曆の事

宮殿の事

山陵の事

樂舞の事

服忌觸穢の事

卷二

氏族の事

官制の事

位階勲位の事



俸祿の事

律令格式の事

刑法の事

學制の事

兵制の事

都府の事

國郡郷庄の事

卷三

考績任叙の事

戸籍の事

田制の事

租税の事

貨幣の事

度量衡の事

服制の事

運輸の事

學制の事

兵制の事

科令制の事

新制の事

日本制度通卷一



萩野由之

小中村義象

同著

皇位御繼承の事

恭しく惟るふ。我皇統を太古より。天祖天照大神の子孫。世々相繼承したまふを法とす。故ふ古語ふ。皇位と稱して。天日嗣の高御座と云ひ。或は天日嗣之位ともいへるなり。初め天孫降臨の時。天祖詔して。豊葦原の千五百秋の瑞穂國を。吾子孫

の王とまをべき地なり。爾皇孫就て治しめせ。寶
祚の隆えまさむとの。天壤と共ふ窮りふらむべきも
のぞとのり多まへり。爾来一系連綿として。今ふ
至りてやはりたまふとなし。蓋君臣の名分。この
大詔は明らふ。建國の基礎。既ふこの時と定ま
ればなり。日本紀。古事記。

皇統ハ一系ふして。嫡流の皇太子之を繼承した
まふと法とす。古語ハ太子と稱して。日嗣之御子
といへる也。即この故なり。但し時ありて。皇太弟、
皇后、皇子、皇女、若くハ諸王より。直ハ大統と繼承

せられしともあり。これ萬機の政。一日も空しく
すべからざると以てなり。その皇后及び皇女、諸王
の大統を繼がせたまふハ。非常の儀ふして。素よ
り祖宗の恒典ふらむ。日本紀以下國史。

上古より先帝崩後。皇太子直ハ皇位と繼承した
まふと法とせられたりき。神武天皇以下。武烈天
皇に至るまで。廿五代の間。嘗て讓位の事をなむ
この故なり。繼體天皇位を安閑天皇は讓りて。即
日崩御せられ。以来。受禪讓位の端と啓き。聖武
天皇。いまだ壯年ふて。位を皇太子ハ讓り。みづら

ら。太上天皇よて。政務に關りたまはざりし
と起りてより。遂に後世までの流例となり。歷
代讓位の儀ありしもの。凡て五十八帝の多きふ
及びたり。これ素より。止むと得ざる事故あるよ
よれりといへども。佛法の流行。外戚の專横など。
一の原因を為し。もの云ふべし。日本紀續日
本紀御代始

三種神器の事

三種の神器とい。天孫降臨の時。天祖の御手づ
ら授けたまひしものふして。八咫鏡。天叢雲劍。八

尺瓊曲玉を云ふなり。このとき天祖天孫小詔し
て曰。吾兒この鏡を視まさむと。將は吾と視るが
如くすべし。殿を同じくして齋きまつれと。瓊々
杵尊崩じて彦火々出見尊之を傳へ。彦火々出見
尊崩じて。鷓鴣草葺不合尊之を傳へ。葺不合尊崩
じて。神武天皇之と傳へたまふ。神武天皇より以
來。歷世の天皇皆之を傳へたまひしと。太古の故
事の如く。以て當今に至れり。これ我天皇傳國の
神璽よして。皇統とともに天壤無窮なるものな
り。古事記
日本紀

八咫鏡。八咫鏡ハ天照大神天岩戸小隠コトらせた
 まひし時石凝姥命イソノハメ小科せて作らしめたまひし
 ものなり。天祖の詔小従ひて瓊々杵尊以来同殿
 共床ニ齋き奉りたまひし。崇神天皇の時紀元五百
九十年中を出し奉り皇女豊トヨ歙セキ入イリ姫命ヒメノミコトニ託して
 倭の笠縫邑ニ祭りたまひき。垂仁天皇の皇女倭
 姫命豊歙入姫命ニ代りて之を奉祭し遂ニ伊勢
 國度會郡五十鈴川上ニ齋宮と建てて祀りたま
 ふ。いまの太神宮これなり。古事記日本紀皇
太神宮儀式帳崇神帝の護身の璽として摸造モウゾウたまひし神鏡

を。歷世賢所ニ奉祀せられしが村上天皇天徳以
 後内裏焼亡せしこと數回なり。ハ神鏡も其災
 小罹りたまひ。聊毀損せさせ賜ひつれど威靈ハ
 昔ニかはらせ給はずといふ。日本紀畧小右記百
鍊抄源平盛衰記天叢雲劍。天叢雲劍アマモリノツルギと云ふ素盞鳥
 尊八岐大蛇と斬りて獲たまひしと。後天照大神
 小奉り大神更ニ皇孫ニ授けたまひしものなり。
 これも崇神天皇の時御鏡と共に宮中と出て伊
 勢國ニ在しと。景行天皇の時日本武尊之を奉り
 て尾張國小至り後遂ニその所ニ奉祭せり。今の

熱田太神宮即是なり。古事記。日本紀。熱田縁起。

摸造の御劔ハ。世々宮中小ありて。神鏡と共に奉祀せられし。壽永の大亂ニ。海底ニ沈みて失せたまへり。尔來清凉殿なる。晝御座劔と以て。寶劔小充てたまへり。土御門天皇御世の初め。伊勢より御劔と奉らる。以後ハ。永くそれと以て。神劔と爲したまふといなれり。禁秘抄。神皇正統記。
八坂瓊曲玉。八坂瓊曲玉ハ。御鏡と全トク。天照大神。天岩戸小隠らせたまひし時。アメノイハルノミ天明玉命の作まるものなり。これを崇神天皇の時にも改め作り

たまはば。常々大御身の守として。安置したまひしなり。されど度々の延焼もあつたりたまはず。壽永の大亂ふも。失せさせたまはざりしなり。禁秘抄。神皇正統記。

のれハ。三種神器の。天祖手授のものハ。一ハ伊勢。一ハ尾張。一ハ禁中ニありて。摸造の鏡劔ハ。毀損したまひしともあれど。神代以來の真器也。今も存して異變なきハ。貴き限りふして。皇統連綿。天壤と共に無窮ニ垂れたまふ神勅。火をとるよりも明らなるをなり。古人の説ふ。子孫可王の

神勅ハ。君臣の大義を明よし。同殿共床の勅語ハ。父子の親を教ふるものなりといへるハ。その意と得たりといふべし。

后妃の事

上古ハ。天皇の御母。及び御祖母等と。總て皇祖母尊オホキサキと申し。御嫡妻と。オホキサキと申し。次とキサキと申し。概してハミメと称へたりき。

古事記。日本紀。万葉集。紀元一千三百六十年。始めて郡皇祖母尊と。太皇太后。又太皇太妃。皇太后。又皇太妃。と云

ひ。オホキサキを皇后。キサキを妃二人。四品以上

り。夫人三人。三。嬪四人。五。と定めらる。その中。大

皇太后、皇太后、皇后と三宮と稱へ。又中宮といふ。

中宮職ありて。その啓令と吐納するを掌りき。

今義解。

皇后ハ。多くハ皇胤と擇びたまひ。尊卑の名分。甚

嚴なりし。聖武天皇以來紀元一千三。藤原氏政

を專ふするに至りてハ。臣下の女。入りて皇后と

なるものも少あらぬとありて。大ニ古制小

戻れり。續日本紀以下國史。

桓武仁明の朝の頃より。紀元一千四百五十年代。女御及び更衣といふもの出来て。後宮ふ侍り。清和光孝の朝以來。紀元一千五百十年代。御息所といふ称始まりて。妃、夫人、嬪の称ハ甚希れ又なりふたり。類聚國史榮花物語禁秘抄。中宮といふと三宮の總稱なりしを。延喜以降ハ唯皇后の別称とあり。一條天皇以來ハ皇后中宮并立ちたまふともありて。大ニ名分と紊る。其位跡の尊きハ皇后ふ所りといへども。寵幸の渥きハ中宮ニ歸し。爾後相沿て遂ふ流例となれり。その皇后中宮共ふ院號と蒙りたまふふとも。

まゝ當時ふ昉まれり。大鏡日本紀畧職原鈔標注別記。更衣の称ハ早く絶え。御息所ハ後世ニハ親王の御配偶のミを称する事とふれり。典侍ハもと女官なる也。後世ハ寢御ふ預るものとふれり。右の後妃ニ奉仕する。女官の職員ハ大寶令ニ内侍司以下十二の女司ありて。尚侍などハ最も貴顯のものなり。後世ハ其稱もふくなり。典侍、掌侍命婦の外ハ女藏人得選、乃自采女の類の官職ありて。後宮の事と掌れり。令義解禁秘抄。

皇族の事

上古ハ皇子を稱して直ハ某皇子といハ。皇女を
稱して。某皇女といハ。或ハ某王。某女王といハ。し
を。日本大寶の制ニハ。皇兄弟皇子を親王世一とし。
皇孫世二。皇曾孫世三。皇玄孫世四までと諸王とす。五世王
ハ王名と得といハ。とも。皇親の限ニあらず。その
名籍ハ正親司これを掌る。その官位を親王ハ一
品より四品ニ至リ。階四諸王ハ正一位より從五位
下ニ至ル。階十四親王ハ一にして品ニ叙せられざるも
のト。無品親王といハ。その親王諸王の子ハ父の
蔭二よりて。位を得るナリ。

凡て皇族ハ。不課として賦役を免シ。親王ハ。食
封及ビ位田を賜ハ。文學家令。家扶。家從。書吏。及ビ
帳内等の職員を附せられ。諸王ハ。春秋小時服
料を賜ハ。其位あるものハ。各位田とたまハ。皇
女ハ。内親王と稱シ。二世以下四世までと。女王と
稱して。皇親の列ナリ。共ハ品位を賜ハ。又親王以
下。口分田を賜ハ。常人と同トウるべシ。令義

後紀元二十一年千代四親王宣下といハ。始まりてハ。皇
兄弟皇子といハ。宣下と蒙らざれば。親王と

稱まると得ず。又皇族蕃衍して、多く府庫を費すを以て。皇子小直^ニ姓を賜ひて。人臣となま^ニ起りたり。白河天皇以後^ハ。紀元一千七^{百三十一}代法親王も出來^レり。親王の數は漸少くふりぬ。諸王を早く臣列とふるもの多くして。後ハ只白河伯家^ニ王氏の號と傳ふることありし^ノ。續日本紀。日^{本後紀}。姓氏^ノ。亂^{西宮記}。皇^紀。延曆以降^ハ。封戸の制漸おとろし^レらば。親王にハ。諸國の目^{カク}。史生各一人の公^ガ。辭^ヲ給ふこと^ニあり。之と年官とい^ハり。除目抄。

親王の居所を某宮と稱せ^レり。最古し然れども。その宮號と歷代繼承せ^レり。四辻宮。五辻宮。常^盤井宮。木寺宮。高倉天皇の頃より始まりて。紀元一千八^{百三十一}代漸其數あり。武家執政の世となりてハ。皇族多^ク僧となりて。寺門ふ入りたまひ。徳川氏の初^ハ伏見。桂。有栖川の三家を親王家とし。其外ハ^ハ佛門又ハ臣列ふ入ら^レむ。六代將軍家宣の時。新^ハ開院宮と立て^レ。四家となし世襲す。万一の事あらむ時^ハ。入りて大統を承ぎたまふべき御家と定められたり。皇亂^{御系圖}。紹運^{折焚柴}。纂輯^記。その餘^ハ。鎌倉以

來の制は倣ひて。輪王寺、仁和寺、大覺寺、聖護院、青蓮院等の十二寺を宮門跡と定め、法親王の住職光臺一覽。雲上明覽。したまふ所とふぬ。

按ずるふ。伏見宮の。崇光天皇の皇子榮仁親王より出てたまへり。有栖川宮の。後陽成天皇の皇子好仁親王より出てたまへり。桂宮の。正親町天皇の皇子誠仁親王より出てたまへり。閑院宮の。東山天皇の皇子直仁親王より出てたまへるなり。皇女住職の寺の。比丘尼御所と稱へ。大聖寺、寶鏡

寺、曇華院、光照院以下、雲上明覽。十數寺ありき。

維新の後、門跡、比丘尼御所と廢し、官方庶子の僧と為るを禁じ、悉復飾せさせて、白川宮、小松宮、久通宮等の稱を立てさせ賜ひ、又皇親の世數、及び賜姓の制と定められ、四親王家の外、新列親王を、二代目より華族と列せらるゝととなり、又令して、皇子女の。親王の宣下ふ及むず、直ふ親王と稱ふるを得るの制を定められたり。圖書寮記録。

祭祀の事

我邦の古昔より、敬神祭祀の禮甚嚴ふして、これと

以て政道の基とし給ひき。これ皇統のミ天神の裔ミなるを以て。その本ふ報い。併せて蒼生を愛きたまふ所以なり。此を以て祭政一致として。其別あらざりき。日本紀古事記祝詞式

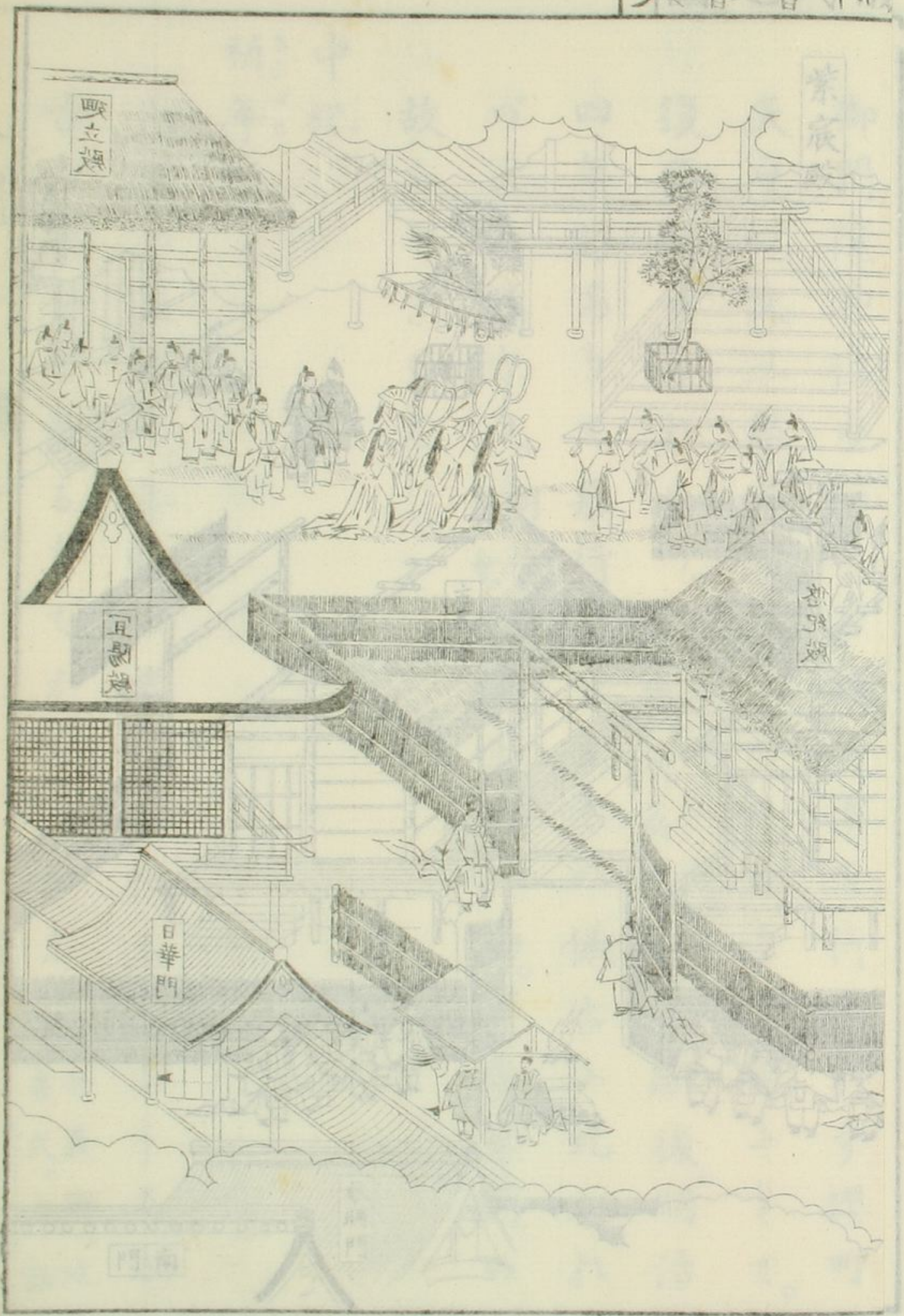
大寶の制。天神地祇の祭祀。神祇官常典ふ依りて之を行ひ。大祀、中祀、小祀の差あり。大祀は一月齋し。中祀は三日齋し。小祀は一日齋す。その幣帛祭事ふ預る長官親ら檢校して。穢るるをなすあらざむ。令義 大祀

大嘗祭

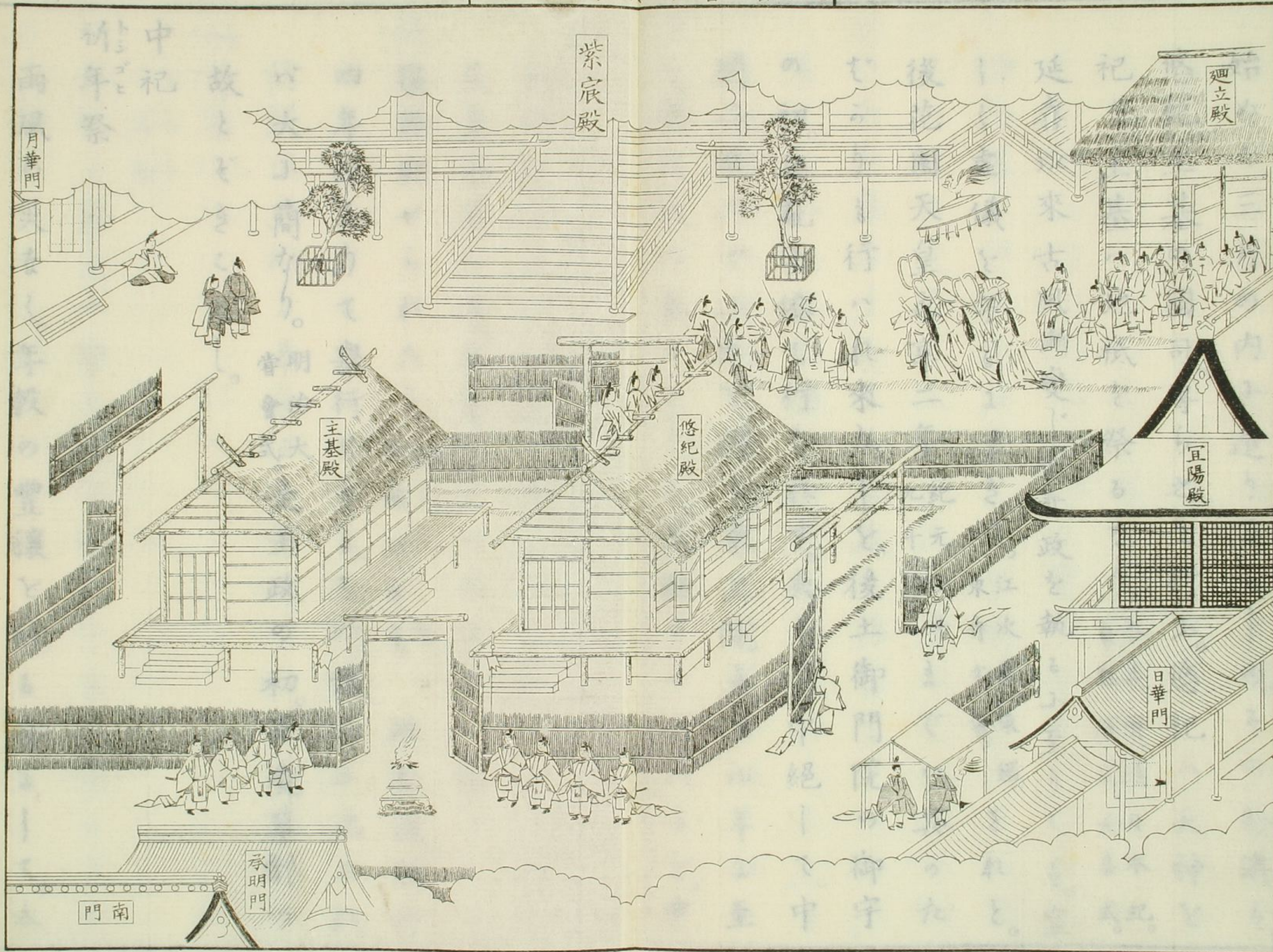
大嘗祭は。天皇位ふ即きたまひて。天祖を始め奉り。天神地祇を祭らせたまふ大祀として。その由來最久し。古々大嘗或は新嘗ともいひて。その別あらざりし。天武天皇以來。紀元一千三百三十年代毎小行ふを大嘗とし。年毎小行ふを新嘗とす。令義解令抄中臣壽詞古事記神祇志料 大寶の制。七月以前位ふ即きたまへ。當年事を行ひ。八月以後は明年事を行ふ。その日も。十一月下卯と用ふ。凡散齋一月。致齋三日。その供神の大幣は。九月より

始めて三月の内小造り了らしめ。その祭儀を。悠紀主基の國司專ら之を行ふ。悠紀ハ天神と祀り。主基ハ地祇を祭るなり。令義解續日本紀貞觀儀式延喜式。延喜以來古風漸變じ。武弁政を執る小至りて。空しく虚儀を守るとすぎに。江次第東鑑されと。東寺文書。後花園天皇永享二年紀元二千九十年までハ其のたむありも行われ來りしと。後土御門院の御宇の初。兵亂小依て行われず。夫より中絶して中間二百二十二年と經て。東山院貞享四年至り。徳川氏の奏よりて。再興せられたると。中

會大



大嘗會御儀式之圖

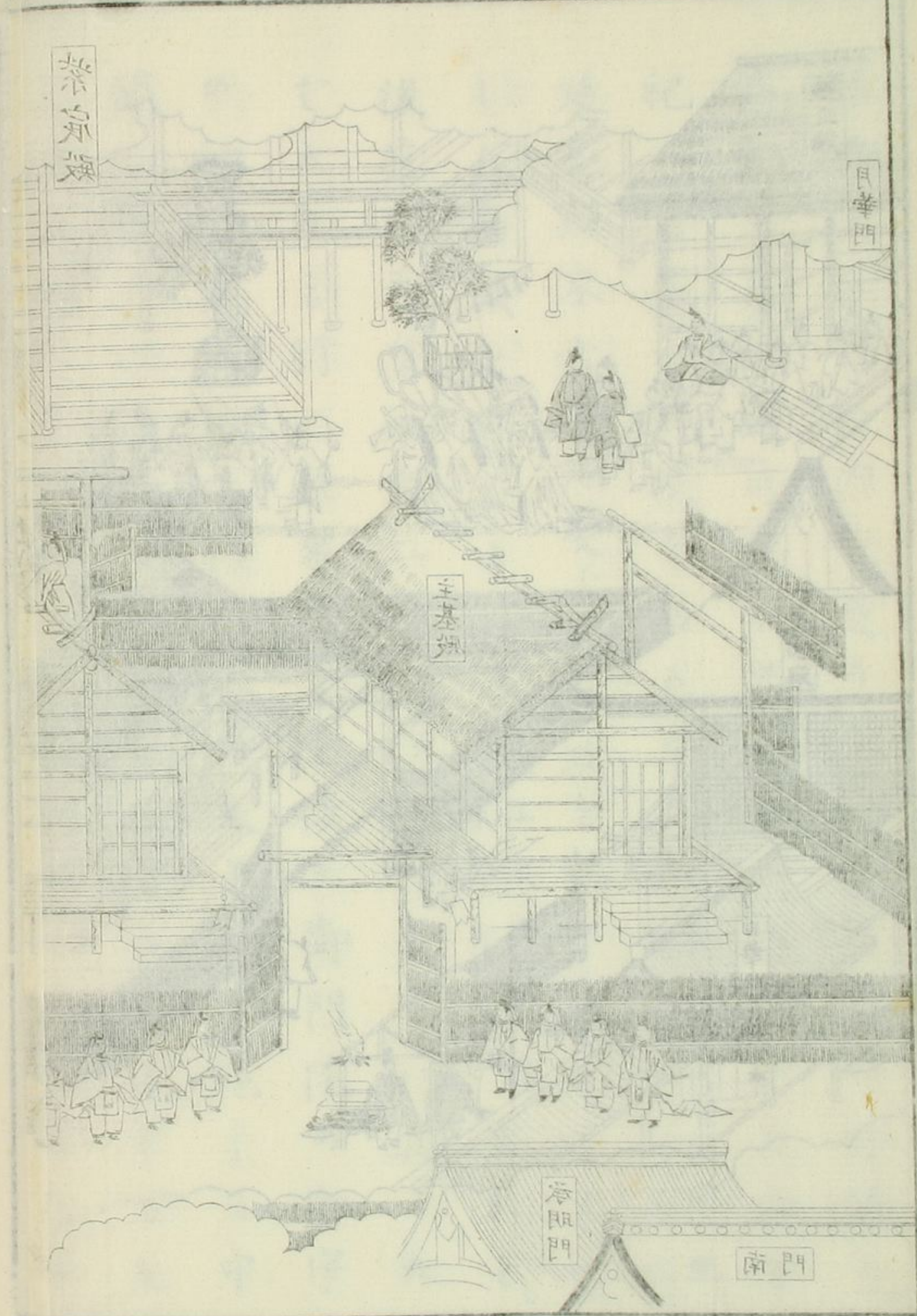


日本制度通 卷一

古以来今に至るまでかえるとおし
 今義。古語
 喜式。古語

日本制度通 卷一

御門院即位の初



御門院即位の初。もと故ありて行われず。櫻町
 天皇。元文三年。貞享より凡五十年。小して。
 復再興せられたり。續王代一覽。公卿補任。翁草。維新後。明治
 四年詔ありて舉行せらる。その儀古ふ比ぶれ
 ば大小簡なり。明治大嘗會式。是王政の初。百度草創の
 故とぞきこえし。

中祀
祈年祭

雨風の災なく。年穀の豊穰と祈る祭よりて。太
 古以来今に至るまでかゝるとおし。令義解。延喜式。古語

月次祭ツキナミ

祈年拾遺。案上の幣ふ預る神と。月毎に祭るなり。

令義延喜式解。

神嘗祭カミナリ

新穀と天祖に奉らるる祭にして。太古以來今

に至るまでやはるとなし。古事記令義延喜式解。

新嘗祭ニヒナリ

天皇新穀と諸神に奉り。且自も聞し食したま

ふ祭にして。太古以來今に至るまでやはると

なし。古事記令義延喜式。此他相嘗祭あり。その意新嘗

小同し。

賀茂祭

賀茂別雷命及び御祖神と祭る。上下二社合せ

て賀茂大神と云ふ。釋日本紀年中行欽明天皇

の時。紀元一千二始めてこの祭を行ひ。公事嵯

峨天皇の時。紀元一千七始めて齋院を置る。

尔後三百九十餘年。土御門天皇の朝以來。齋院

の儀絶えたり。齋院記。貴女抄。

小記

大忌祭

大和國廣瀨神水神を主として。龍田、風神と。六、御縣ミアガタの神とを祭り。淫雨の災なく。五穀の豊熟を祈るなり。令義解。延喜式。北山抄。

風神祭

風神と主として。廣瀨の神。及び六、御縣の神を祭り。惡風ふくして。五穀の豊熟を祈るなり。令義解。延喜式。

鎮華祭

春花の飛散る時。疫癘を鎮過する為ふ。大神、狹

井の二神を祭るなり。令義解。延喜式。後世この祭絶え

たり。北山抄。江次第。

三枝祭

三枝の花もて酒樽を飾り。率川イサカハ社を祭るなり。

令義解。後世この祭絶えたり。北山抄。江次第。

鎮魂祭

天皇の御壽長久。及び御魂を齋鎮する為の祭儀あり。神武天皇の時より始まり。今に至りて

いはるとふし。令義解。今集。田事本紀。

鎮火祭

火災を防ぐ為の祭事なり。亦太古より行はる。
令義解。延喜式。

道饗祭

惡魅の外より來るものを防遏する祭なり。
令義解。延喜式。

園韓神祭

園神

大物主神。韓神。大年神の子と少彦名

命とよみて。古事記。大倭神社注。進状。宮内省に鎮め奉る。古事記。江

頭注。後世この祭絶えたり。

松尾祭

大山咋神。市杵島姫命を祭る。古事記。本朝月令。大寶元

年始めて。社を建つ。江次第。

平野祭

今水神。久度神。古開神。及び比咩神と祭る。貞觀儀式。

延喜桓武天皇の時。紀元一千四百年代始めて社を建

つ。類聚三代。格。江次第。

春日祭

鹿島香取の二神。及び天兒屋根命。比賣神と祭

る。文德實錄。延喜式。帝王編。年記。元明天皇和銅年中。紀元一千

代年藤原不比等鹿島神を氏神と崇めたれど。常

陸の地都より遠ければとて。皇后の御為。近
く春日の三笠山より移し奉り。地名小依て春日
神と申す。大鏡及外戚の權盛なるに及びて。齋
女を置き。神封を寄き。その盛なるに。伊勢神宮
に次ぎたり。三代實錄。延喜式。日本紀畧。百鍊抄。

大原野祭

春日神四座を祭る。桓武天皇延曆中。紀元一千四百四十
代。始めて之を移す。春日社に。舊都奈良にあり
て。皇后の詣でたまふに。本社遠きを以てあり。
延喜式。公事根源。

この他。梅宮神ウメノミヤ今食イマノケ神衣カミ八十島ヤソシマ御贖ミガナヒ等小祀の祭
あまたあり。

朝禮の事

我朝家の儀禮に。上古以來。歷朝の古例よりた
まひしものといへども。漢土の制をとられしも
のも少く。大寶制令より。貞觀延喜の頃。至
りて其儀大に備はりぬ。今分ちて恒例臨時の二
典とす。令義解。貞觀儀式。延喜式。

恒例

朝賀。これに。毎年正月元日。天皇、皇后、大極殿に

行幸ありて。群臣の賀と受けたまふ大禮ふし
 て。孝徳天皇以來の儀なり。日本紀 嵯峨天皇の時
 紀元一千四百七十年代式内裏 延喜天
 曆以後。朝拜ふきときい。小朝拜といふこと行
 たる。小朝拜とい。清涼殿ふて行ハるゝ小儀ふ
 り。公事根源 又四方拜といふあり。同殿ふて行
 なる。これも後世の儀なり。公事根源
 元日節會セチエ これい。豊樂殿フラクダシ まで行ハるゝ儀より
 て。上古よりありしものなり。日本紀類聚 この
 日。曆奏、氷様の奏、腹赤ハラカの奏等あり。日本紀類聚 この

白馬節會 これも正月七日。豊樂殿ふて行ハる。
 馬寮メリヤウの引馬を見たまふ式なり。當日舞臺と構
 へて。舞姫の舞あり。類聚國史 内裏式。
 踏歌タツカ節會 これも正月十六日豊樂殿まで行ハ
 るゝ儀ふして。持統天皇以來紀元一千三百五十年代の禮
 たり。古ハアラレハシリといへり。日本紀釋 男
 女相唱和して舞蹈せしむ。後世ハ女踏歌の
 行ハる。類聚國史 朝野群載。
 以上。元日以下踏歌までを。三節會と稱し。年頭
 の大禮とす。たまへり。後世を皆紫宸殿まで

行^コを^ウる^サ。公事
根源。

視^コ告^ウ朔^サ。これハ。毎月一日天皇太極殿小出御ありて。前月の公文を進奏せしむる儀あり。蓋唐

の毎朔の賀小倣へるものなり。延喜式。名。後小
目抄。細。繹。

々。四孟月或ハ二孟月小のみ行へる。とナリ

。亂世の頃小及びてハ。全く廢れたり。

射^シ禮^ヤ。これハ。上古より行へる。大寶の制。正月中

旬を以て式日とも。天皇豊樂殿小出御し。親王

以下初位以上の射法と見たまふ儀なり。日。本
類。紀。

聚。國。史。令。義。又射禮の翌日行ハる。を賭射と

解。内。裏。式。

云ふ。近衛兵衛の舍人等をして。射さしむる儀

あり。是等の事後世大らた廢れたり。公事
根源。

駒^コ牽^マ。これハ。四月下旬天皇武德殿小出御あり

て。諸牧の馬を見たまふ儀あり。後世廢れたり。

貞觀儀式。延喜式。
公事根源。西宮記。

荷^ノ前^サ。これハ。歳末に諸國貢調のものを擇び取

て。天祖を始め奉り。相當に預る神社。及び歷代

の山陵等小。幣物として奉りたまふを云ふ。延
喜。式。釋。日。

本。紀。貞觀延喜以來。遠陵近陵の制を立て。十

陵四墓とふして。勲功の臣にも幣帛と頒ちた

まふととなれり。三代實錄類聚符これも足利
氏の季世より廢れたり。

國忌 此れハ先皇の崩日と祭らるゝとて。持

統天皇の時より始まる。色葉字類抄引本朝月令大寶の制。

僧を請して轉經禮佛せしむ。治部省の掌る所

あり。延喜式後世東西兩寺にて行はる。維新の

後ハ宮中皇靈殿にてこの御祭あり。

この他、端午、曲水、菊宴、藤花宴、相撲等の儀數多あり。

臨時

即位 太古の世、即位の禮詳ならず。太祖神武天

皇、橿原奠都以來、禮制漸備せり。隋唐の交際

開けてよりハ、神器奉上の禮、其他三四の儀を

除きてハ、概彼邦の制に倣ひたまへり。參取日本紀貞

觀儀式さて即位と踐祚とい。もとその別なく。淳仁天

皇までハ、受禪の日直ニ即位ありしハ、光仁桓

武平城以後。紀元一千四百年代受禪又踐祚と即位と時月

を隔つるハ、至れり。爾後遂ハ例とあり。式をも

別とせらる。踐祚讓國の儀ハ、南殿紫宸にて行

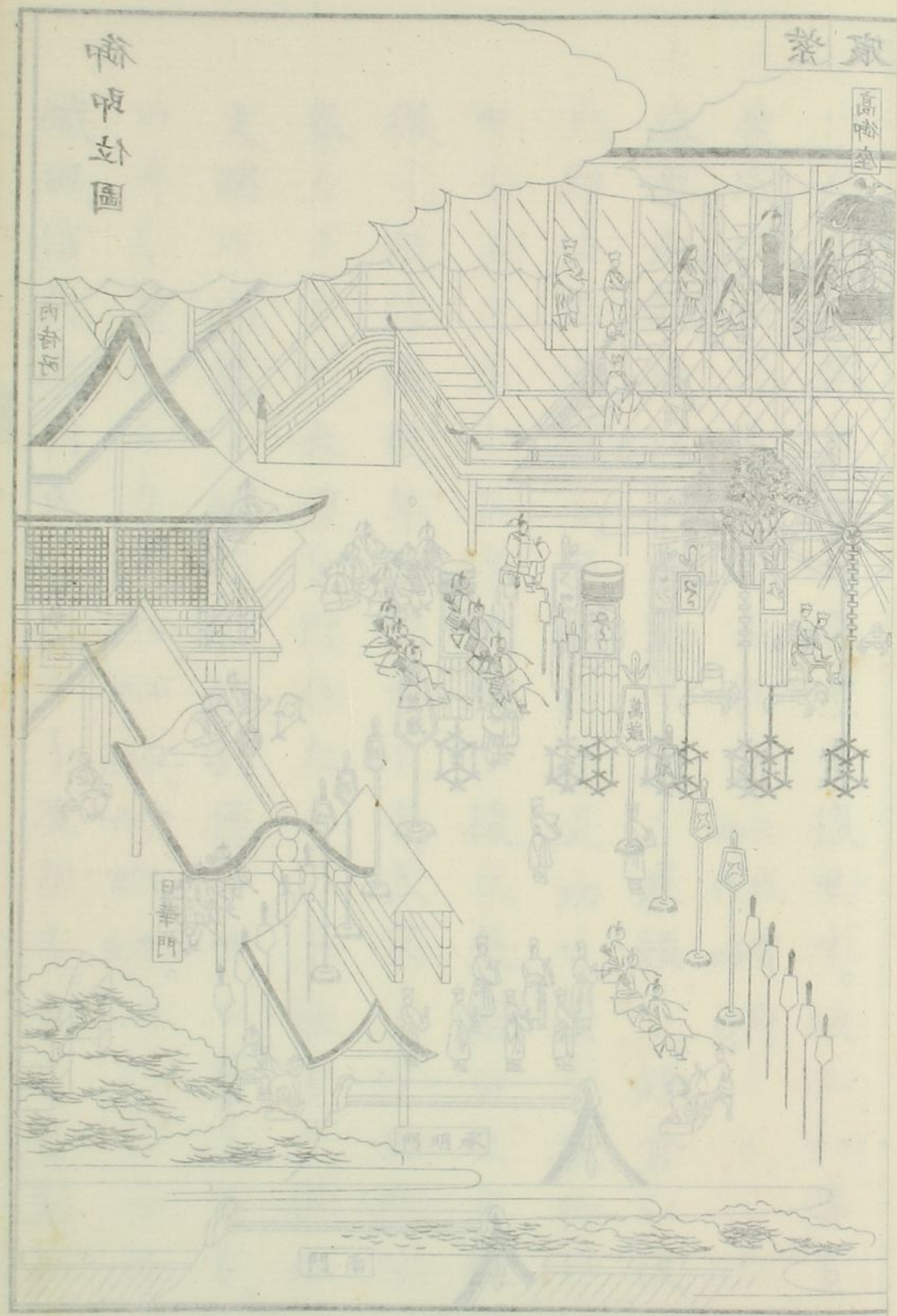
これ。即位の禮ハ太極殿にて行る。一ハ神器
傳承の儀よしして。一ハ百司萬民よし告げらる、
禮なり。貞觀儀式。皇

天皇即位の後ハ。天神地祇を祭り。齋宮齋院と
ト定し。すと特に使を遣ハして。伊勢に幣帛を

奉らる。之を由奉幣と云ふ。すと太上天皇及び
皇太后の尊號を奉り。諸山陵功臣の墳墓等へ。

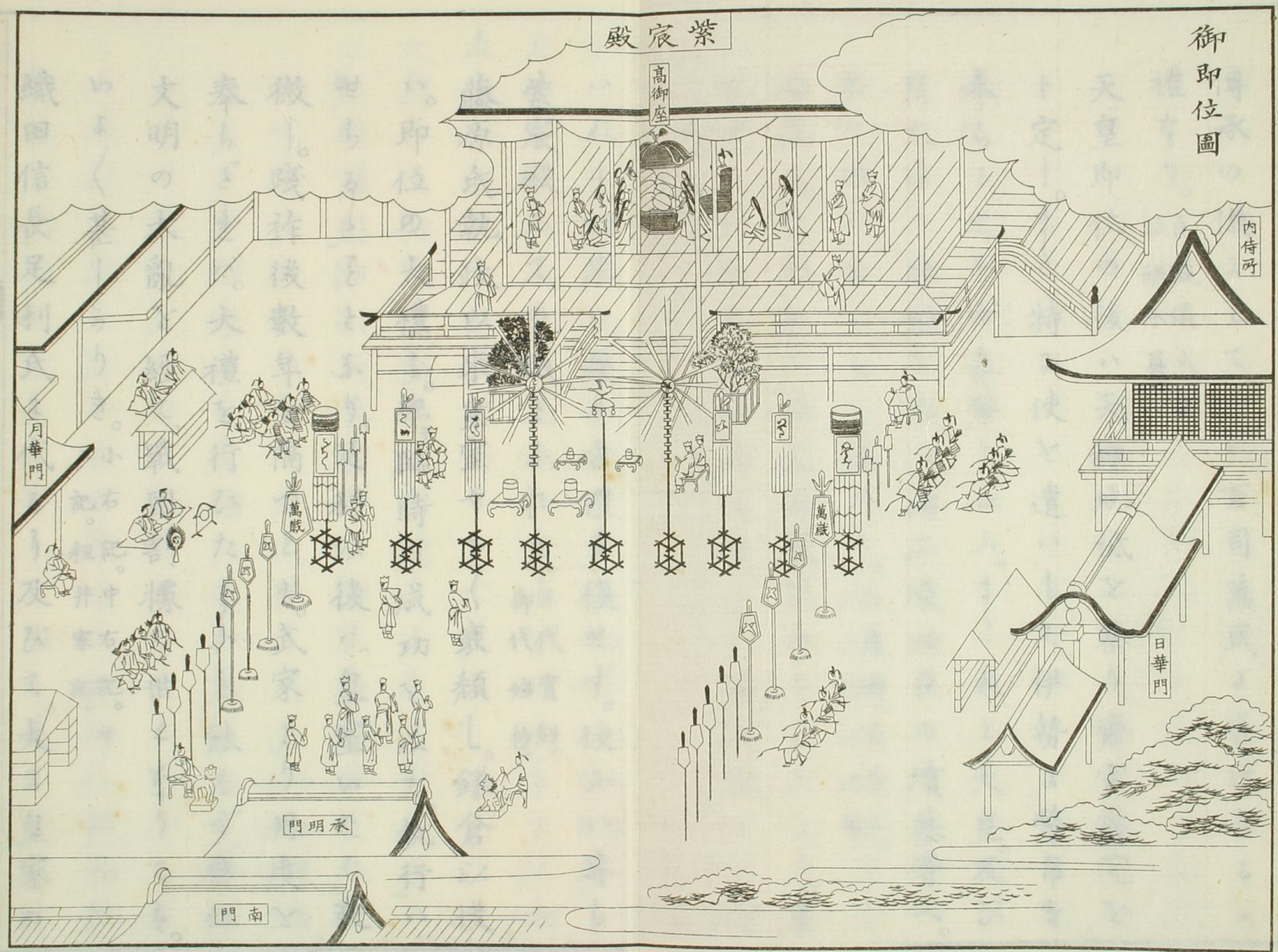
事の由を告らる、禮あり。令義解。延喜式。
陽成天皇即位の時。太極殿災ありし。小より。豊

樂殿にて行れ。冷泉天皇すと紫宸殿にて行



一、申呂

御即位圖



紫宸殿

高御座

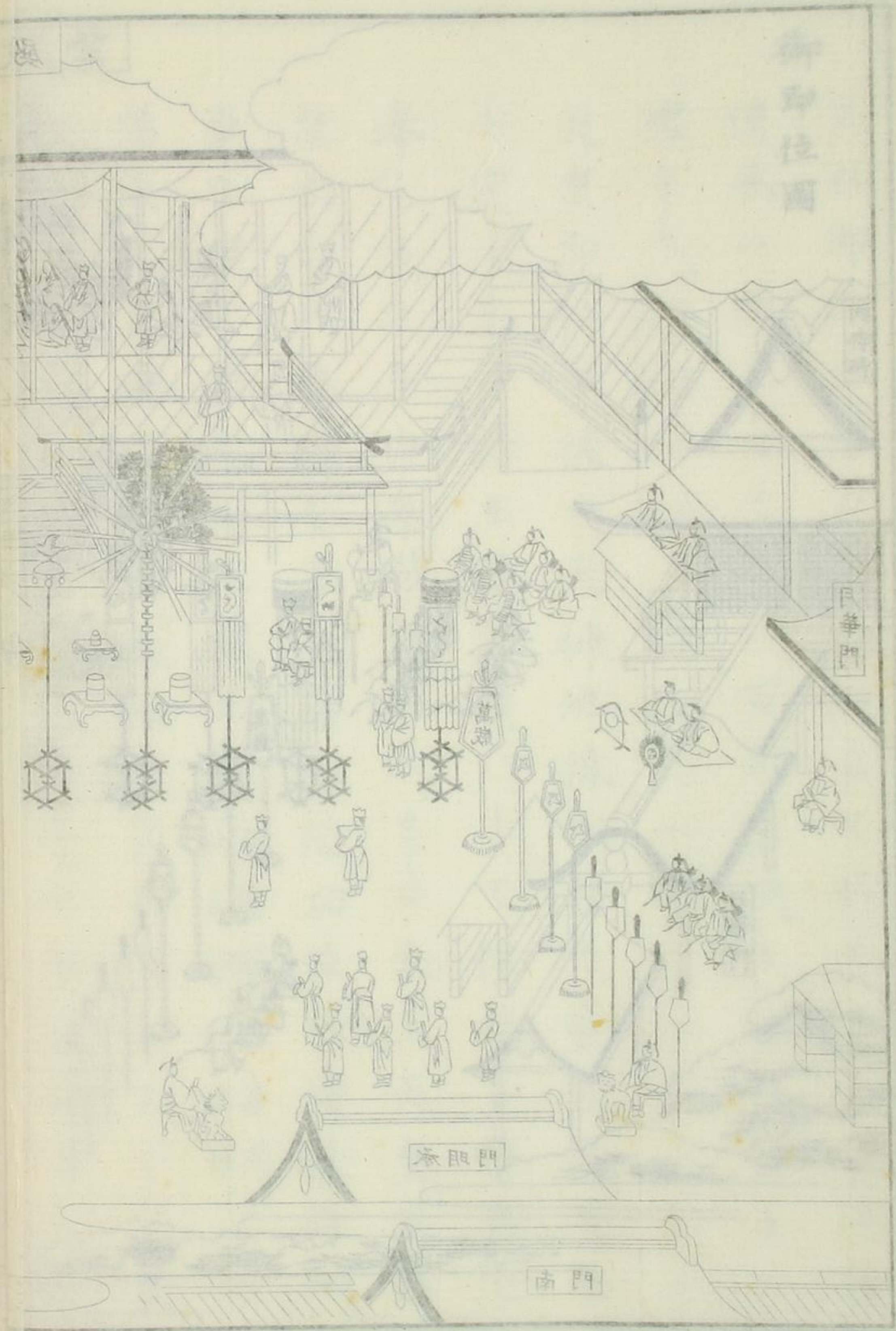
内侍所

月華門

日華門

承明門

南門



いれし以來。遂に古禮を復せず。後には専ら
 紫宸殿での儀とされり。三代實録。御代始抄。
 藤原氏執政以來。皇室やうく衰頽し。鎌倉以後
 即位の大禮も。率_子臨時の成功を以て。執行い
 せらるゝとふり。足利以後は。皇室いたく衰
 微し。踐祚後數年を隔つとも。武家より用度と
 奉らざるは。大禮を行ひたまふと能はず。應仁
 文明の大亂を経て。戰國割據の世となりてを。
 いよく甚しかりき。小右記。中右記。平
 戸記。叔井家記。
 織田信長足利氏に代り及びて。大に皇家の

禮典と。復興せむ志ありし。遂に果さば。徳川氏執政の頃より。四方無事なりければ。踐祚後一年を隔て。即位の禮を行ひたまふことなまり。その儀素より貞觀延喜の盛ふ及ばずといへども。大に中世の衰を起したり。信長記。近代公事次第。維新後明治元年即位の禮を舉行せられ。臣民再び祖宗の遺典と。仰望をるを得たり。立后す。すて小后妃の祭といへり。日本紀以下國史。立太子。立太子。皇后の所生を以てまると法とす。紫宸殿よりの儀あり。日本紀以下國史。

元服 これハ天皇初めて首服を加へ給ふ儀

して。清和天皇以來紀元一千五百二十年の例あり。三代實錄。

元服私抄。維新後廢せらる。

大喪 大喪の禮。太古以來略備いれり。上古ふは。

殯宮大夫ありて。殯殮の事を掌り。遊部ユビの民ありて。梓宮小供奉するを職とせり。日本紀古事記。今集解。

大寶の制。治部省をして凶儀を掌らしむ。今義解。

その作法。時々臨みて定制あるとあし。禮樂初志。

の持統天皇火葬と始めたまひ。聖武天皇佛式を用ひられしより。古制次第を變替し。歷代概

薄葬に從ひ。山陵國忌を興さば。後光明天皇崩

御の時。火葬の儀を止められき。續日本紀以下

朝覲。これハ天皇、太上天皇、皇太后を省覲して。

孝道を盡したまふ儀にして。嵯峨天皇の時よ

り始まる。類聚國史。公事根源。

御賀。これハ。天皇の寶算四十或ハ六十不滿た

せたまふ時。中宮、太上天皇、太子、諸親王、大臣等よ

り。賀辭賀物を上る儀あり。類聚國史。北山抄。

この他猶多あり。

兼平天曆以降。紀元一千朝政年と逐て衰頽せし

るハ。恒例臨時の禮典共ふ昔日の如くならず。却

て瑣小の儀文を逐ひ。之を年中行事と稱す。それ

も鎌倉以來。武門專制の世を経て。多くハ廢滅し。

維新の後。恒例の公事よハ。朝賀四方拜等と存せ

し。のども。其式ハ大ニ沿革せり。

又廢朝廢務といふ事あり。廢朝ハ天皇朝政不臨

みたまいさるのこふて。諸司の政ハ恒の如く。廢

務ハ諸司もべて政をせざるなり。さて廢朝ハ概

三日ふして。廢務ハ多くハ一日に限るとなり。こ

れ萬機の政ハ。數日棄ておくべからざるに依り

てたり。禁秘抄
西宮記。

大寶の制。大陽虧けたる時ハ。天皇事と視たまは
ん。百官各本司を守りて。務と理めど。又先皇の崩
日を廢務とす。其廢朝ハ。天皇二等以上の親。及び
外祖父母。右大臣以上。若ハ散一位の喪等ふして。
天皇事と視たまはざると三日。又三等以上の親。
百官の三位以上の喪も。天皇事と視たまはざ
ると一日なり。令義
解ともく。廢朝の時ハ。音奏警蹕
を止め。内印を請いど。清凉殿の御簾と垂る。禁秘
抄近來廢務の事をたれて。廢朝の
と行もる。又御物

忌として。陰陽家の説盛よ行なれて。凶會日。坎日。復
日かどいふともあり。拾芥抄。明治維新の後ハ。
禁秘抄。廢せられさり。

詔勅の事

上古を。王言總てこれを。ミコト又ハオホミコ
トと稱へたりき。隋唐の制と採用せらる。及
びて。詔勅の制あり。日本
紀凡、臨時の大事ふ詔と稱へ。尋常の小事ふ勅と稱
ふ。されバ。儀を整へ。百官と集めて。宣聞とると詔
となり。然らざらばを勅とふを。故よ外國使ふ

命と傳へ。改元、改錢、大赦の類を詔書と稱へ。自餘
を勅旨といへり。令義解。西宮記。

凡、大事と。外國使よ宣とる詔書よは。冒頭に。明神アキツミカミ

御宇日本、天皇、詔旨と云ふ辭と冠し。その次事よ

い。明神、御宇、天皇、詔旨と云ひ。朝廷の大事よを。明

神御大八洲、天皇、詔旨と云ふ辭と冠し。その中事

よい。天皇詔旨と云ひ。小事よを唯詔旨と云ふ。そ

の結語よを。俱よ咸聞と云ふ辭と置く。令義解。

凡、詔書を出したまふむふを。まづ内記中務屬すに

命じて。草案と作りしめ。可なる時い。その年月の

下よ。日と宸署したまふ。御晝日訖とバ。中務卿と

召して。之を給ふ。卿受て大輔よ宣と。大輔奉トて。

少輔よ付と。即、御晝日あるゆへに。留めて案と為

し。別よ一通と寫して。太政官よ送る。太政大臣以

下連署して。大納言更よ之と覆奏と。この時。年月

日の次よ。可字と宸署したまふ。即、御晝可あるも

のと留めて。案と作り。別よ數通を寫して。天下に

發行と。その式左の如し。

詔書式

明神御宇日本天皇詔旨云々咸聞

年月 日

中務卿位臣姓名宣

中務大輔位臣姓名奉

中務少輔位臣姓名行

太政大臣位臣姓

左大臣位臣姓

右大臣位臣姓

大納言位臣姓名等言

詔書如右請奉

詔付外施行謹言

年月 日

可

中務卿若しあらざる時ハ。大輔の姓名の下ニ。宣
と注シ。少輔の姓名の下ニ。奉行と注シ。大輔
在らざる時ハ。少輔の姓名の下に。併せて宣奉行
と注シ。若し少輔以上あらざる時ハ。餘官の見在
る者これふ准む。令義解。内裏式。
勅旨式も。勅命と受きし者。直ニ中務省より来り

て之と傳ふ。御畫日なり。中務省覆奏畢れば。式ふ依り署を取り。太政官よ送る。官更よ覆奏せむ。故よ御畫可の儀もなし。この他。論奏奏事便奏の式。皇太子令旨。啟奏彈等の式あり。御畫日ハ或ハあり。或をなす。令義解。内裏式。

勅旨式

勅旨云々

年月日

中務卿位姓名

大輔位姓名

少輔位姓名

奉 勅旨如右符到奉行

年月日

史位姓名

大辨位姓名

中辨位姓名

少辨位姓名

維新の後。詔勅異式なりといへども。大事より詔と稱して。勅と稱せむ。その他。勅諭勅語の別あり。

詔勅の式ハ。一ありどもといへども。首ハ詔勅の旨
を書き。終りに大臣名を署する例ナリ。圖書寮
記録
又宣命センミツといふとれあり。邦語と以て。王言を臣民
ニ宣布する義ナリ。上代も。總て言詞と以て。宣布
せしと。漢文の詔勅の制定まりて後も。神社山陵
の告文。即位、立后、立太子、任大臣等の大事ニハ。猶
國語を以て宣告せり。之を宣命と稱して。漢文の
詔勅と並び行なれり。延曆以後宣命の用。漸一
變し。神社山陵の告文。恒例の公事ニハ。用ふる
ことナリしと。即位、大嘗會等の大儀ニハ。猶宣

命大夫の宣制の儀ありしハ。古禮の存せると
ナリ。さて朝儀の宣命と。神社山陵の告文とい。近
代まで行なれ。詔勅の外。別ニ一体ありしナリ。禁
抄。北山抄。類
聚符宣抄。
維新の初ハ。神祇山陵の告文ニハ。之と用ひし
。後宣命の稱を廢し。天皇親祭したまふと。御
告文と稱し。勅使の奏するを。祭文と改めらる
たり。圖書寮
記録
又宣旨といふ有り。もと勅旨を宣傳するの義よ
りかこれり。然るも。その後一轉して。別ニ口勅を

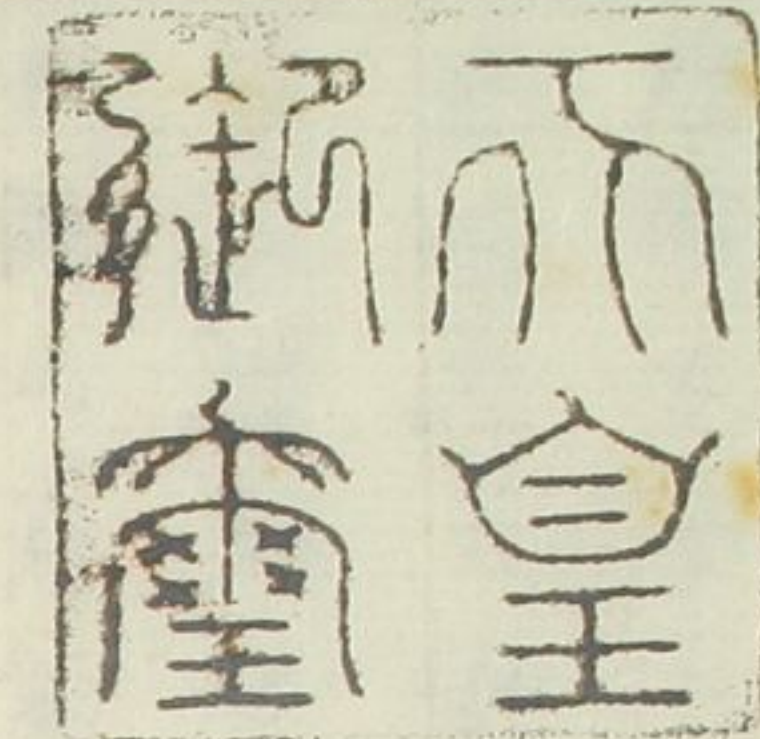
傳宣をる。一の簡便法といなりたり。宣旨は種々あり。大臣宣し。辨官奉むるものを。大宣旨といひ。大臣より。辨官は傳宣して。在京諸司は下さしむるものを。小宣旨と云ひ。辨官より。太史は傳宣して下さしむるものと。口宣と云ひ。辨官より國司は下さしむるものを。國宣旨といふ。此他宣旨と下すは先ち。太政官より下さしむるものあり。これと官宣旨といふ。維新の後。總て是等の名稱ハ廢せらる。令義解。令

集解。西宮記。圖書寮記録。

印璽の事

大寶の制。印璽は内印外印の別あり。内印は方三寸。文は天皇御璽とあり。御所に收めて。少納言の請進を掌る。五位以上の位記。及び太政官より下す詔書勅書。官社に預る神祇。得度。還俗。官負と増減し。驛傳と遣し。驛鈴を下し。新任の國司。諸司外國に在る者の任に赴き。五位以上畿外に出て。兵庫器仗と出納し。正税と用ひ。課役を蠲免し。調庸物色を輸し。又人は官物公地封戸雜田と賜ひ。收穀を遷し。百姓籍に附き。貫と移し。姓を改め。蕃人國に還る時の馬。又郡驛と廢置し。罪と斷じ。禁

内印圖 原圖四分一



天平勝宝
八歲七月
八日天平
宝字四年
七月廿三
日勅書所
印

外印圖 原圖四分一



貞觀九年
八月官標
十八年
月日官
符所印

制し。賤と放ち良し従ふ等の類
あり。并ふ内印と請ふ。これを璽
書。し。内文と云ふ。令義解類聚
外印の方二寸半。文は太政官印
こあり。六位以下の位記。及び太
政官。諸司諸國ふ下と文案し印
し。少納言これと監視と。之と外
文と云ふ。
凡内外印と請ふ文書は。外記細
うに檢察を加へて。印と檢と。諸

石山寺什太政官符縮馬

政官符 治部省

石山寺什太政官符縮馬
學僧空海
石山寺什太政官符縮馬
二年四月七日出家
奉行
左大史正六位上武生宿禰真象

中古官の文書に印璽を鈐する状概此の如し

省臺寮司坊の印ハ。方二寸二分なり。弘仁以來。藏人所とかわれしより。少納言の職掌藏人又遷れり。

これ中古以後の變なり。類聚符宣抄。北山抄。職原抄。

維新のちどめハ。旧式に依らざしむ。後内印外印

の稱を廢し。御璽及び國璽の二とをす。御璽を方

三寸。専ら朝廷の大事小用ひ。國璽を方三寸。文

大日本國璽とあり。外國に對する時。多く用ひ

らる。圖書寮記録

改元の事

上古には年號なし。孝徳天皇元年乙巳の歳と。大

化と號せしむ。これ年號の始めなり。六年。長門よ

り白雉と獻するも。あはよよりて。白雉と改め

られぬ。その後。齊明天智の二帝ハ。年號と建てら

まじ。天武天皇の時。白鳳朱雀の號あり。持統天

皇の時。も。年號なし。文武天皇五年。對馬より金

と貢せしと。以て。大寶と号けらる。以後歷代相沿

て。即位。祥瑞災變等よる。改元せしむ。例とされ

り。日本紀。續日本紀。以下國史。又辛酉甲子の年ハ。必改元あり。

之と革命と云ふ。蓋漢土緯書の説より起

りしものなり。革命勘文。

又一部一元と云ふとありて。六甲六十年と一元とし。壬戌より始まりて。辛酉より終る。是を二十一合せよと云ふと一部と云ふ。部より辛酉より始まりて庚申より終る。神武天皇元年辛酉より。齊明天皇庚申まで。千三百二十年。これと一部とも。同天皇二年壬戌より。推古天皇九年辛酉まで。千二百六十年。これを廿一元とす。この年数同らざるは理由を。部首辛酉の年より。一元六十年と除きて算ふべきなり。これより。辛酉の年改元はふと成り。一

通制度 明治元年より至り。勅して従來の例と改め。一

代一號と用ひらるると定められし。憲法類編

古來年號を定むるは。先づ學士として。文字を擇む。その吉凶を討議せしむ。これを難陳と云ふ。議定りて奏聞をれば。天子もづその号と宸署したまひ。さて後詔を下して。天下より布告したまふと成り。この儀近世より至るまでかゝるとなし。禁秘抄 改元記

頒曆の事

我邦より曆を用ふるとい。推古天皇の十二年に始り。紀元一千二百六十四年然れども其前既に曆數なり

ふあゝ。三年八年とらどへ。八日七夜といふが如き。或は春夏秋冬と神の名も負ひしが如き。神代より其稱見えたり。日本紀。されど其人存せど古事記。れむ其法も傳へらむ。委しき事知るも由なし。たゞ月の明晦よりて。十二月と分ち。氣候の寒燠よりて。四時と定め。極めて粗略かりしものなるとべし。固より簡樸の世に事をなれば。精密なる推歩の術なくとも。事足りぬべけむなり。參取。真窮曆。年と月とふ干支を配するあり。漢土の曆法

代一號を用ひらるると定められし。類編法

古來年號を定むるは。先づ學士として。文字を擇む。その吉凶を討議せしむ。これを難陳と云ふ。議定りて奏聞せれば。天子もづその号と宸署したまひ。さて後詔を下して。天下に布告したまふ。この儀近世に至るまでかゝるとなし。禁秘抄。改元記。

頒曆の事

我邦より曆と用ふるとい。推古天皇の十二年に始まる。紀元六十四年然れども其前既に曆數なり

ふあ〜。三年八年とらぞへ。八日七夜といふが如き。或は春夏秋冬と神の名を負ひしが如き。神代より其稱見えたり。日本紀。されど其人存せざ古事記。れむ其法も傳へらむ。委しき事知るよ由なり。たゞ月の明晦よりて。十二月と分ち。氣候の寒燠よりて。四時と定め。極めて粗略かりしものなるとべし。固より簡樸の世に事なれば。精密なる推歩の術なくとも。事足りぬべけむなり。參取真曆考。天年と月とふ干支を配するありといへ。漢土の曆法

渡りて後のことなり。古史は是歳大歳甲寅ふといふ。いふめしき書きたるを。史官の逆算して當てたるありといひり。

外交開きし後不及び。欽明天皇の十四年。紀元一千二百年。百濟國に勅して曆博士と番上せしめ。曆本とも徴されし。いふなる故の。五十年を経て。推古天皇の十年。百濟僧觀勒來朝して曆本と獻ず。陽胡史祖玉陳として其法を學びしめ。十二年正月より始て曆日を用ひらる。畢竟諸制度漸く漢土に倣ふに至り。曆日も彼と同じきが便よけ

れいなるべし。此後曆法度々の變改あり。日本紀。政事要

畧。參取。白石遺文。

元嘉曆 推古帝の十二年正月より行くる。即上

べたるもの。

元嘉曆 儀鳳曆 持統帝の四年紀元一千三百三より兼行い

る。後専ら儀鳳曆を用ひらる。日本紀。三代實錄。三

大衍曆 淳仁帝天平寶字七年紀元一千七百四より

用ひらる。續日本紀

大衍曆 文德帝齊衡三年紀元一千五百より兼用

ひらる。文德實錄

宣明曆 清和帝貞觀三年紀元一千五百一より用ひ

らる。三代實錄。此曆行ハる。事八百二十餘年。最久

し。されど曆法の精しきやはあづべ。時小錯誤

ゆりしるども。朝政衰へ世亂きて。其差謬を正

ともおふり。故なり。取百鍊抄。年中行事秘抄大意。

貞享甲子曆 靈元帝貞享元年紀元一千三百四より

用ひらる。これより以前の曆ハ。皆支那の成曆

と採りて用ひらるしと。此時澁川春海元明の

曆を參酌して新ふ造りしものなり。文藝類纂

寶曆甲戌元曆 桃園帝寶曆四年紀元一千四百よ

天平勝寶八歲具注曆 觀古權帖所載縮寫

廿日辛巳金除 歲任天恩每倉候疔療病以竈克 陰

乾 廿九日壬午未滿 歲任天恩每倉斬草莽克 膝眩

廿日癸未木滿 歲後五思九吹厥 足跛

四月大 天氣西 正道丁亥月敏在辰七府在寅 時甲庚方乾兵良

嘉元五年具注曆 柏木正矩所藏縮寫 人道レ幸月破在庚辰庚吉吉 丙七坤癸丁

嘉元五年具注曆曰 丁未歲 千史支太 納音是水 凡三百五十四日

大歲在丁未 大將軍在卯 大陰在巳

歲德在北宮土 歲刑在丑 歲破在丑

歲敦在戌 黃播在未 豹尾在丑

貞應二年癸未假名曆 好古日錄所載縮寫

六月大 あり

一 二 三 四 五 六 七 八 九 十 十一 十二

十三 十四 十五 十六 十七 十八 十九 二十 二十一 二十二

二十三 二十四 二十五 二十六 二十七 二十八 二十九 三十

延寶四年片假字曆 同上

十月大 トウウニワニアリ

一 二 三 四 五 六 七 八 九 十 十一 十二

十三 十四 十五 十六 十七 十八 十九 二十 二十一 二十二

二十三 二十四 二十五 二十六 二十七 二十八 二十九 三十

用ひらる。安倍泰邦澁川光洪等の撰定せし
所なり。文藝類纂

寛政曆 光格帝寛政十年紀元二千四百五十八年より用ひ

らる。これ麻田剛立の門人高橋至時間重富等
幕府の命と受け。清曆ふ據りて推歩考訂せし

所なり。星學史

天保壬寅元曆 仁孝帝天保十三年紀元二千五百零二年

より用ひらる。幕府洋曆と參酌して造れらる

り。星學史

太陽曆 今上の明治六年紀元二千五百三十三年より行へ

明治史要

推古の朝ふ支那の曆法を用ひしより。凡十度改
まりたり。

大寶の制。中務省の被管ふ陰陽寮あり。天文曆數

と掌り。曆博士曆生等ありて。曆を造り及び其法

を傳習も。年毎ふ預め來年の曆を造り。中務省ふ

申して奏聞し。畢て内外の諸司ふ給を。後世まで

もこれを御曆奏とて。禁中の一儀式とふまり。今義

解。延喜式。北山抄。公事根源。

中古。曆ふ具注曆と。七曜曆乃二種あり。共ふ卷本

よて。具注曆ふを假字本あり。當時板行の事も希なりきれば。皆謄寫して之を傳ふ。其體式ハ圖ニ示さる如し。後世頒曆行これざるしより。民間ハ私曆と造りて通用するもの往々あり。伊勢曆。三島曆。會津曆などの類あり。文藝類纂

宮殿の事

太古より。宮殿と稱へてミアラカ。或ハミヤといへり。千木と上げ。鯉木カシと置く。今の神宮の制乃如し。應神天皇以來。紀元九百年代韓國の工人。屢渡來して。建築の法。稍く彼風と交へ。猪名部イノナベ工人と云ふ者

の一族専ら之を掌りふき。皇極天皇の時。始て唐風オホヤマトリハ準據して。大安殿オホヤマトリと作らる。日本紀古事記文武天皇。大寶元年。詔して宮城建築の制と定む。元明天皇の時。平城宮を造る。然れども共ふその詳ふると知ると能くを。桓武天皇。延暦十三年。紀元一千四百五十四年都を山城國葛野郡宇陀邑ニ遷し。宮城と經營を。これを平安城と云ふ。南北一千七百五十三丈。東西一千五百八丈なり。こゝこゝ小於て。結構規模大ニ備ふれり。朝堂院。豐樂院。内裡。中和院。武德殿。真言院等あり。その他。官省寮司皆この中ニ

河_り。續日本紀拾芥抄。

大極殿ハ。朝堂院又ハ省院の正殿云ふ。天皇朝政と聽きたまふ所なり。後房と小安殿と云ふ。正殿前東西小分きて。昌福、含章、承光、明禮、暉章、康樂、以上東延休、含嘉、顯章、延祿、修式、永寧。以上の十二堂あり。又蒼龍、白帝、栖鳳、翔鸞の四樓。及び東西の朝集堂あり。

豐樂院ハ。宴會と行ふ所云ふ。正殿を豐樂殿と云ひ。後房を清暑堂と云ふ。左右は東華、顯陽、觀德、延英。以上西華、承歡、明義、招俊。以上の八堂。並は栖

霞、霽景の二樓あり。

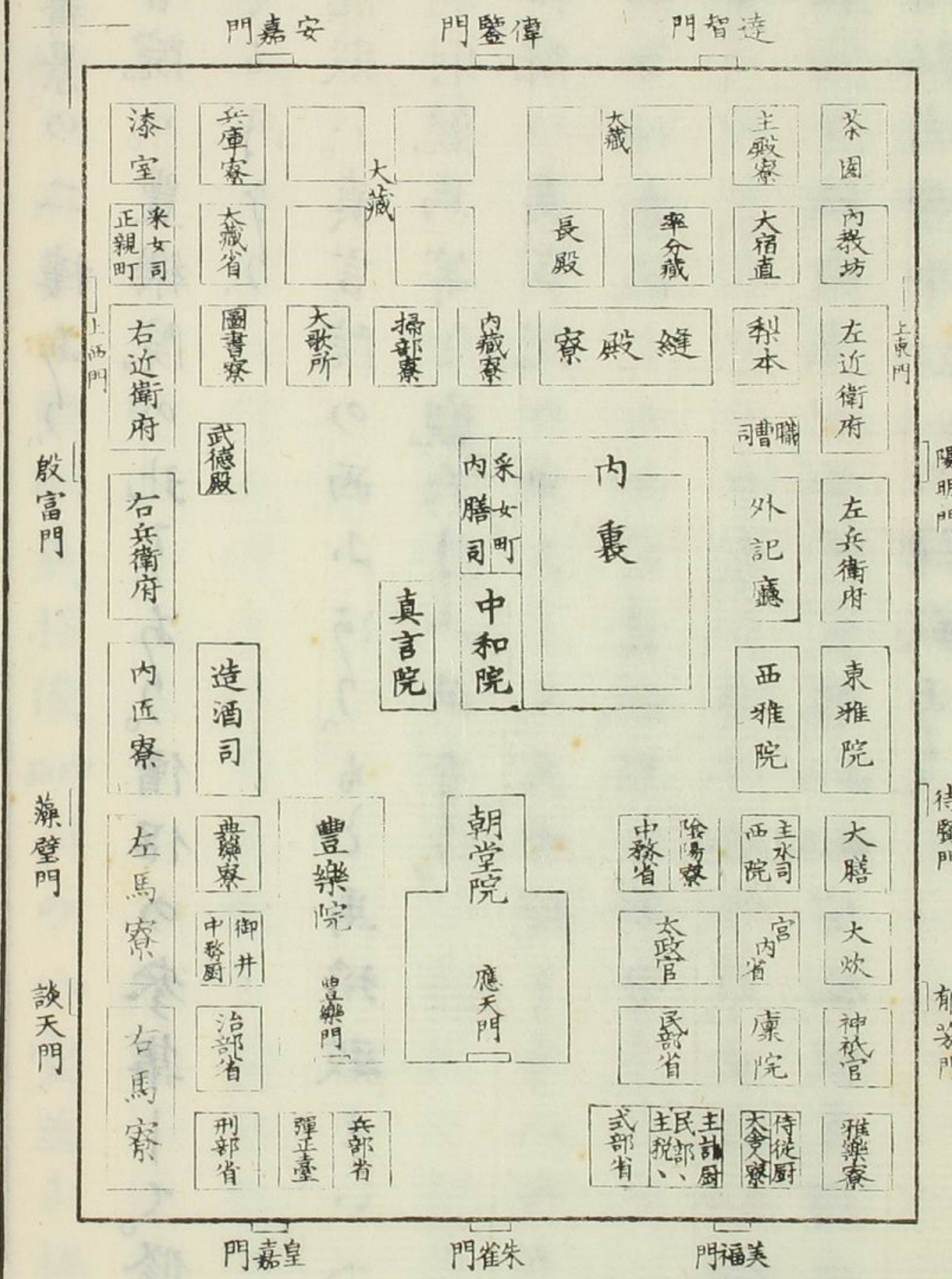
真言院ハ。豐樂院の北あり。僧侶の參集して。修法をる所なり。

武德殿ハ。真言院の西あり。もと馬埒殿といひ。騎射競馬等と觀たまふ所なり。

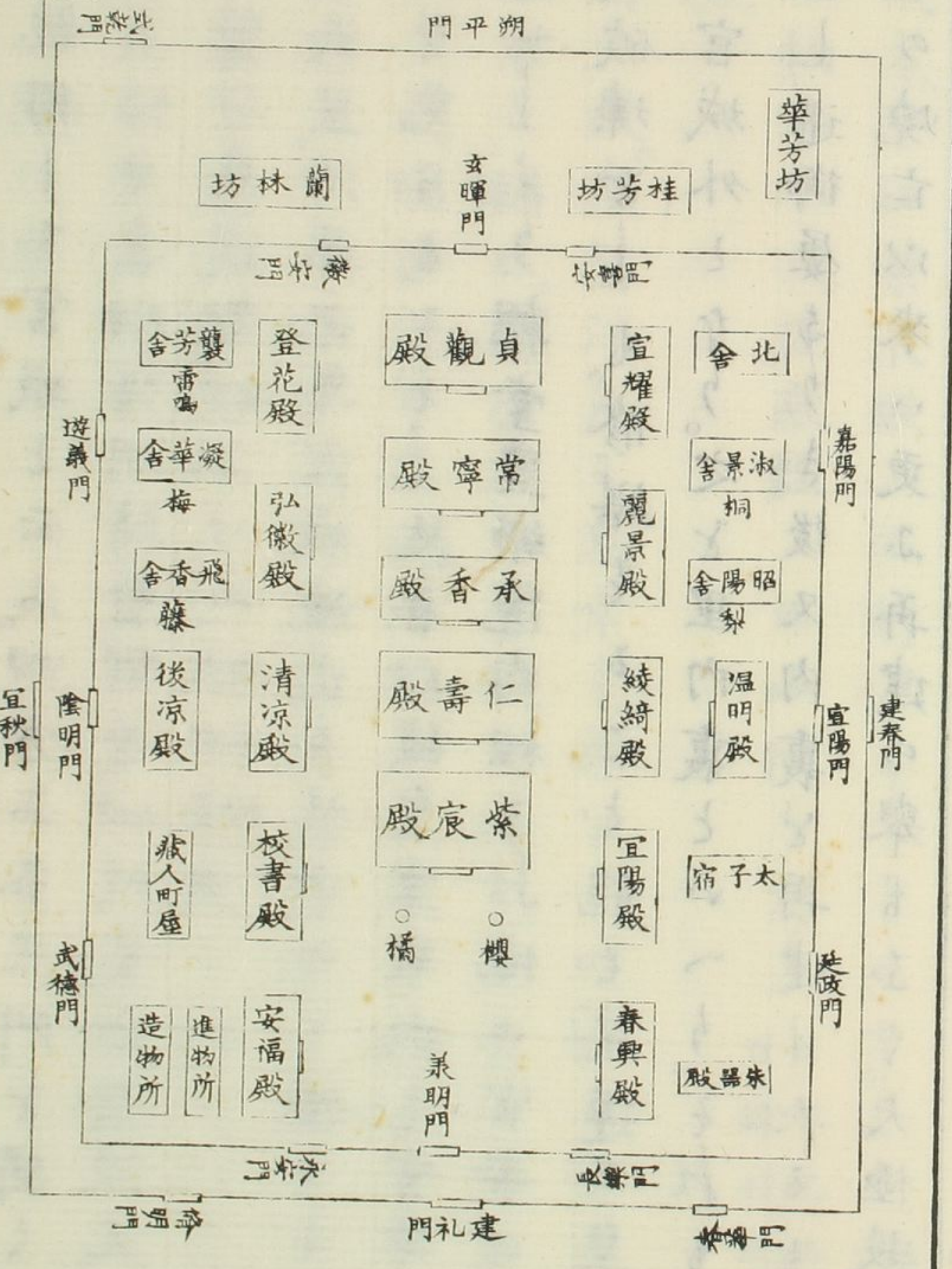
中和院ハ。真言院の東あり。又中院ともいひ。正殿を神嘉殿と云ふ。天皇親祭の所なり。

内裏ハ。即皇宫なり。紫宸、仁壽、承香、常寧、貞觀。以上春興、宜陽、綾綺、溫明、麗景、宣耀。以上安福、校書、清涼、後涼、弘徽、登華。以上の諸殿あり。

宮城之圖



內裏之圖



之を總稱して宮城と云ふ。四方ふ各三門と開く。

朱雀。美福。皇嘉。南陽明待賢。郁芳。東面。殷富。藻壁。談天。

西面。偉鑿。安嘉。達智。北面。とつふ。大内裏圖。拾芥抄。

高倉天皇。治承元年。宮城焼亡を。禁中のと僅よそ

の災を免ある。そとく延喜以後皇室衰微し官庫

空乏せしより。朝堂豊樂院内裡そ他の官舎の。

顛倒破壊としも。修繕するること能はず。遂は皇

居を宮城外となり。之と里内裏といへり。それも

焼亡し。遷御屢ありき。後又内裏を再建したるも。

治承の焼亡以來。更ふ再建の舉もふく。大極殿

の儀を。率祢紫宸殿ふて行そるるとなり。武

門執柄以來。益衰頽よのみ陥りたり。日本紀略。百鍊抄。盛

衰記。江次第。

維新の後。皇駕江戸に遷幸し。都とこの地を定め

て東京と稱へ。徳川氏の舊城を以て。皇居を充て

られし。ふ。明治六年炎焼以來。赤阪離宮旧紀伊と

假皇居となりたまひ。更ふ舊地を築造し。本年一

月工事了り。古制を依りて。之を宮城と稱へ。以て

萬代不易の宮殿といなりたまへり。明治史要。官報。

山陵の事

山陵古ハミハカともいひ。又ミサ、キともいへり。神代の三陵ハ。今も日向國ニありといへど。其制ハ明らぐず。神武天皇より後ハ。大抵丘ふよりそへて御陵と作る。大凡開化天皇の頃より後ニ至りて。次第ふ備そりぬ。其制山ニ依りて築き。大抵前と方ふ。後を圓くして。三段ニ造り成したるものなり。圓き方と高くして。此下ニ石擲を設けて御棺と納め奉る。方なる方々や、平まして。圓き方と前後相接を。其間イヤ、卑し。左右ふハ圓き丘と築き。四圍ニハ池溝を鑿廻らせり。

用明天皇より後ハ。紀元一世紀二百年代この制聊變り。方なる方いなく。圓丘のそとなる。山に依りそへたるもあれど。平地ふ土を盛りて築きたるもあり。其中ふ石室と設けて。石棺を納め奉る。石を疊きて墓道と。室内に往来せらるべく。造りたるもあふなり。いづれも北域方二三町ありて。廣大なるも乃ふ。中にも仁徳天皇の山陵ハ。方八町ありて諸陵中最高大なり。然るふ。持統天皇始て火葬ふせさせ玉ひ。元明天皇と遺詔して。薄葬せしめられしハ。之より

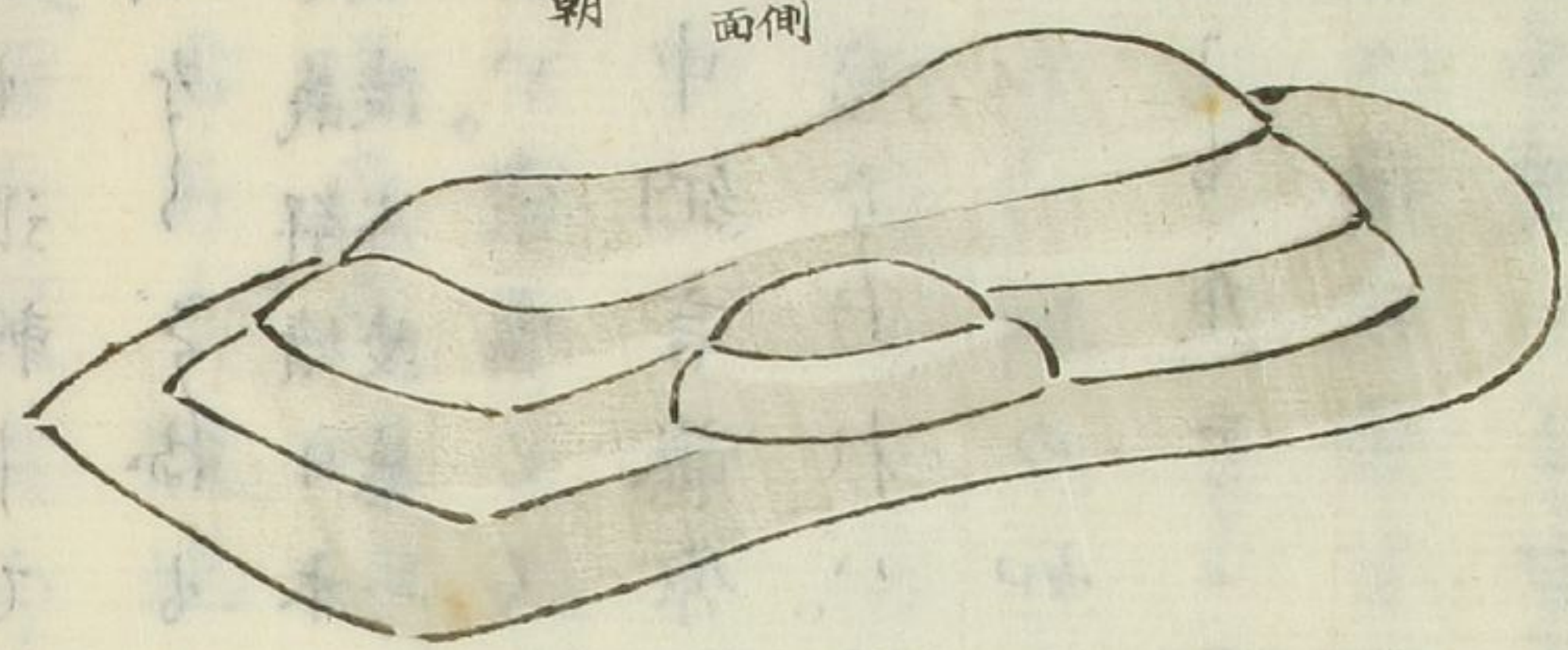
陵制漸く卑小となり。それも朱雀帝以後元紀。一千五六設けらるる。大抵火葬の後。御骨を元紀。塔に納むることとなり。武家の世となりて。京都の泉涌寺を以て。毎又御葬地といふ元紀。たまひたりき。山陵志。前王厩陵。記。奥津城乃沙汰。

大寶の制。治部省の被管。諸陵司ありて。大喪山陵の事と掌れり。天平中元紀。は。臨時ふ山作司山陵築造の職。養役民司其役民を救の職と設けられり。ことあり。陵地といふ。陵戸として。陵守の民を置られ。陵毎不定。負ありしなり。朝廷衰へてよりい。

これらも退轉して。御歴代の中といふ。山陵の所在未分明なり。ふもある。かゝる御事といふべし。山陵志。續日本紀。山陵墓一覽。

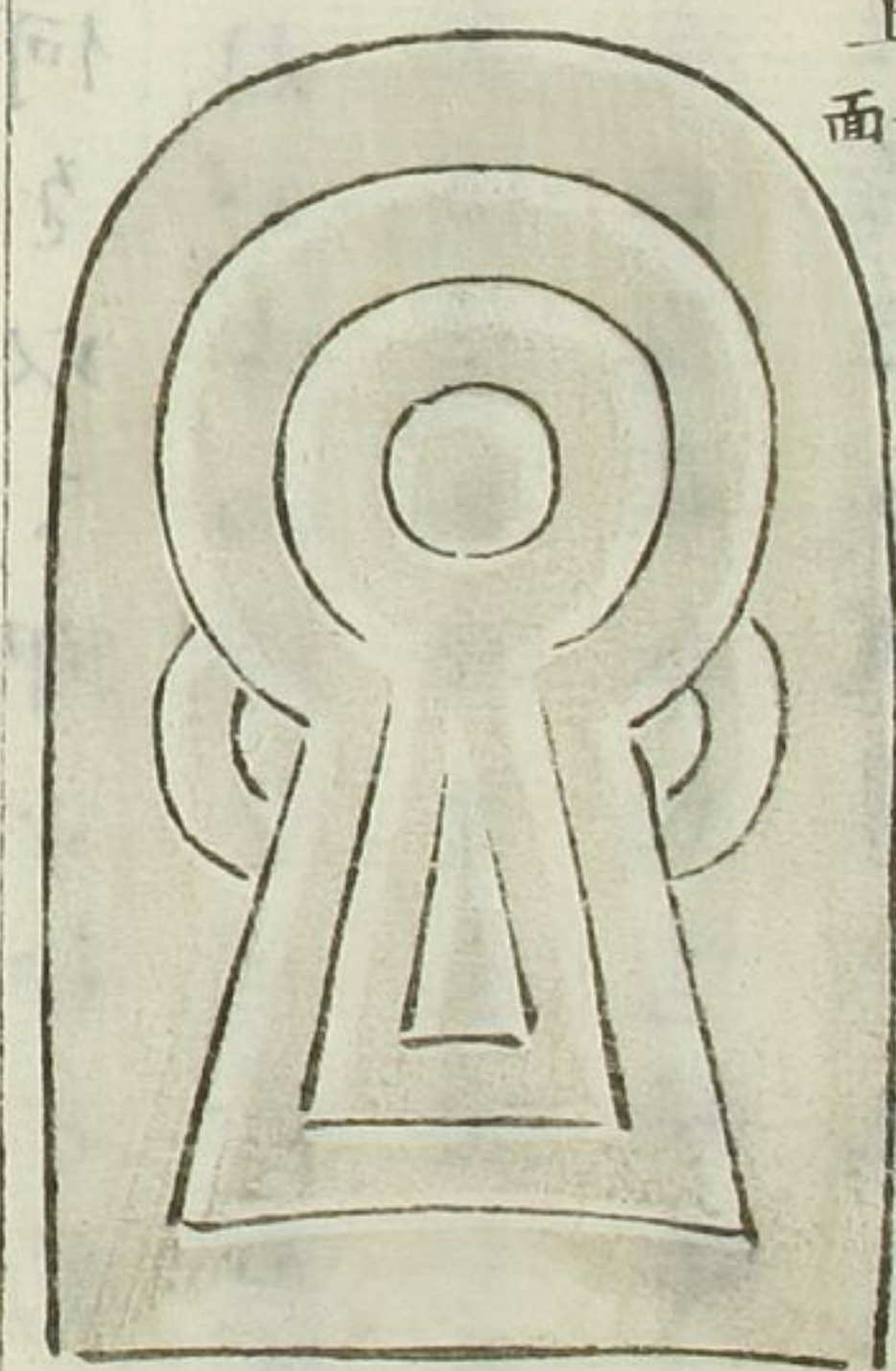
我邦といふ。宗廟として。祠社ふして祭ることいふ。されば中納言藤原吉野い。山陵い。猶宗廟の如し。も一宗廟なれば。臣子何を以て仰ぐむと言ひしことあり。斯の如くなれば。古山陵といふ。甚尊崇して。中も重なる。十陵を近陵。其外を遠陵と定めて。年々荷前幣を立てられ。又事あるは。臨時ふ勅使とも遣はされしことなり。武家の亂世よ

上古山陵圖 側面

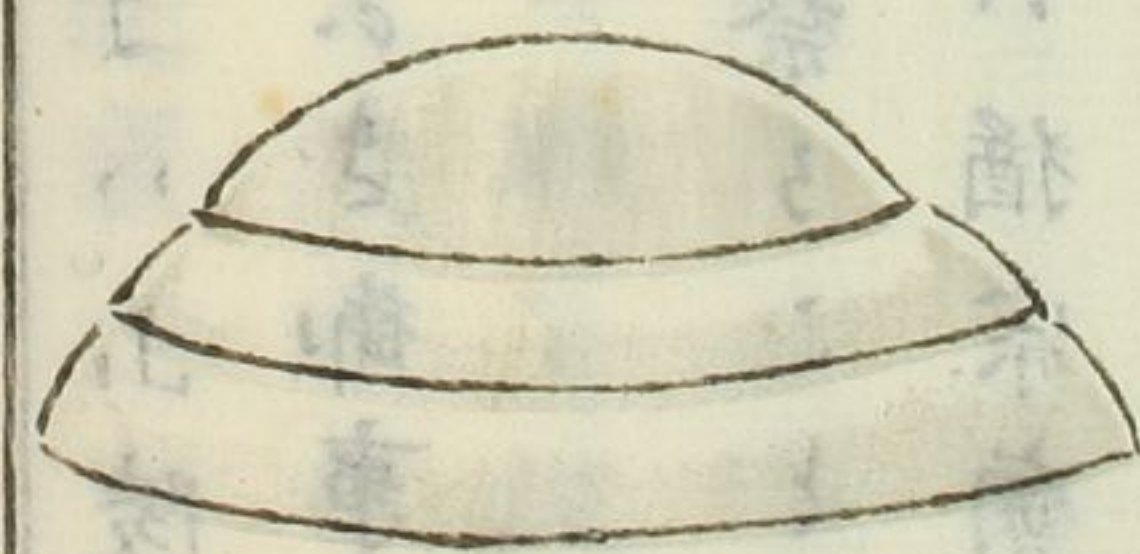


自上古至敏達天皇朝陵制如此

同上 平面



中古山陵圖



用明天皇朝以後陵制大抵如此

い。かゝること絶えたりしを。近代古も復させ
たまひぬ。續日本後紀。延喜式。儀。式。山陵志。

樂舞の事

歌舞音樂の事。太古よりそやく有りそめて。専ら祭祀及び饗宴に用ひられたり。三韓内附するに及びて。各その國の樂を獻じ。推古天皇の時。既戸皇太子。主として之を佛事齋會に用ひらる。隋唐の交際開けて以來。彼土の樂も傳來せり。古本記。日。大寶の制。雅樂寮ありて。文武の雅曲、正儻、雜樂を掌る。爾來我國の古風と。大歌立歌と稱へて。

嚴しき朝會ふ用ひ。久米舞キミノマシ。吉志舞等の類と。大祀の時ふ奏せられ。唐三韓の樂ハ。佛會及び内宴ふ用ひらるくこと、ちりき。今義解。歌舞音畧史。

聖武天皇の時。紀元一千三百八十九年天竺の僧渡來して。

彼土の樂をも傳へ。弘仁承和以來紀元一千四百唐

樂の専ら流行して。古風の樂を。纔ふ大嘗會の

如き。神事のみ存し。延喜以後紀元一千五百朝會

も。唐三韓の樂舞のふ用ひらるくり至りて。古

樂遂ふ廢れり。爾來サイバ催馬樂ラといふ歌謠。盛ふ行

され。後ふ朗詠。今様及び田樂。猿樂の滑稽。白拍

子の女舞等。次々ふ行えれて。遂ふ各其家と為す

ふ至れり。歌舞音畧史。

鎌倉以來。北條氏の時ハ。田樂最盛ふして。足利氏

の初ふ至りても。尚衰へどりが。終ふ僧家の

延年。及び白拍子等の舞態ふ據り。能といひて。一

種の巧なる舞をおこし。寶生。觀世。金剛。金春の四

座。其業と盛ふとしり。古への猿樂の滑稽ハ。狂

言となれり。又中古の末より。琵琶法師とて。平家

の物語と。琵琶ふ合せて。謠ふこと流行し。足利氏

の時ハ。一變して。や、俗ふ近き浄瑠璃とかり。

三絃渡来して後。慶長の頃より。二紀元二千それ小合せて語ることとなりて。種々の新曲も起り。多くの流派を生じより。舞も白拍子の舞。變じて曲舞。幸若コウワカとなり。又變じて。阿國が歌舞伎となり。終ふに人情世態と。其まゝ寫せる。今の演劇といふれるなり。歌舞音いま古へは行なれし。舞樂の重なるものを舉れば。左の如し。

久米舞。大嘗會の時小行なふ。琴取二人。舞者八人。大伴琴と彈じ。佐伯刀を執り。蜘蛛斬の状を作す。今義解。貞觀儀式。北山抄。江家次第。二氏供奉して。世々絶ゆることなし。

ることなし。

隼人舞。大嘗及び新嘗會の時行なふ。火闌降命の子孫。世々相傳へて之を供奉す。日本紀。令集

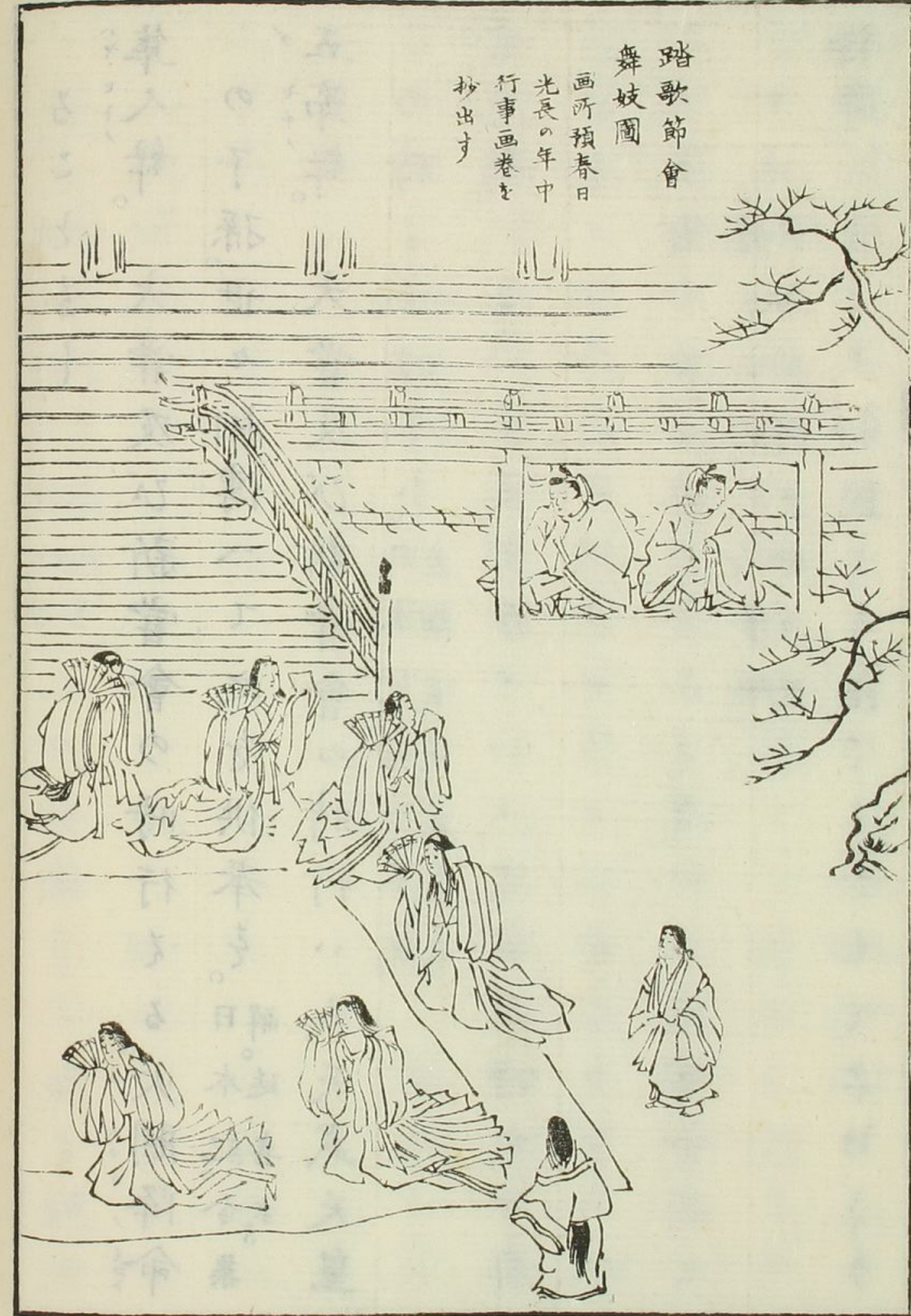
五節舞。大嘗及び新嘗會の時行なふ。天武天皇の時より始まふ。日本紀。續日本紀。真觀儀式。延喜式。

吉志舞。まゝ吉志部樂といふ。大嘗の時之を奏す。世々安倍氏の供奉せしところなり。その初

め。大嘗の日小奏せしより。一。小大嘗會舞といふ。續日本紀。三代實錄。北山抄。引吏部王記。

倭舞。もと大和國より出でしをもち。名けしより

踏歌節會
舞妓圖
画所預春日
光長の年中
行事画卷を
抄出す



紫宸殿南面



古今童 大嘗。鎮魂。及び諸社の祭祀。小之と奏す。

貞觀儀式。延喜式。江次第。

此他國。柶。踏歌。及び小墾田舞。飛驒樂等あり。孰も

も和琴。和笛を合奏す。太古及び上古。小起原せ

ものなり。禮樂志

中古以来。唐土傳來の物。小。振舞。皇帝破陣樂。

團亂旋。春鶯轉。玉樹後庭花。蘭陵王。賀

殿。三臺鹽。萬歲樂。裏頭樂。甘州。皇慶。

五常樂。喜春樂。赤白桃花。秋風樂。輪臺。

青海波。採桑老。秦王破陣樂。還城樂。傾盃。

樂。賀王恩。太平樂。打毬樂等あり。

又天竺。韓土等より。傳來せるもの。小。菩薩。迦

陵頻。胡飲酒。安摩。二舞。倍臚。散手破陣

樂。拔頭。蘓合香。萬秋樂。蘇莫者。獅子。

伯梓。貴德。新鞋鞞。崑崙八仙。蘇志摩利等

あり。又新鳥蘇。古鳥蘓。退走禿。皇仁。林下。

納蘓利。綾切。白濱。地久。長保樂。石川

等。その傳來詳ならずもの多し。孰も。胥鼓。

大鼓。鉦鼓。銅鉸子。莫目。搯鼓。揭鼓。奚

婁。篳篥。簫。琵琶。答生。篳篥。方啟。箏。

横笛。五絃。尺八等とまゝ一奏と。教訓抄。歌舞音樂畧

嵯峨天皇。仁明天皇。殊小唐樂を好ませたまひ

し。我邦にて新製せられし樂少からず。北

庭樂。承和樂。春庭樂。央宮樂。感城樂。胡

蝶。延喜樂。放鷹樂。應天樂。清上樂。長慶

子等是なり。教訓抄。歌舞音樂畧史。これらる樂舞の中。亡び

たるもあれど。大抵猶樂家より傳われり。

神樂。天鈿女命の神態より起れり。その器。琴笛と

用ふ。古語拾遺。貞觀儀式。清和天皇。神樂歌を撰定したま

ひより。歷朝和舞と共に之を神事と奏せら

る。貞觀儀式。中右記。北山抄。醍醐天皇。勅して神樂譜を定め

らる。其後其歌章を定めて三十八曲とす。今傳

ふるもの是なり。悅目抄。樂家録。その曲。おのづか本歌末

歌あり。音節まゝ種々の法あり。皆樂家の傳ふ

るところなり。奈良朝以來。清暑堂にて。臨時

神宴の時。御神樂ありし。一條天皇の時より。

隔年十二月必禁中おて行かせ給ひ白河院以

後。毎年の事となる。これを内侍所の御神樂

といふ。人長の舞あり。後世伊勢。石清水。加茂の

類の大社ふ。皆古來傳習の神樂あり。又諸社

ふて行ふ里神樂あどりふものなり。正式の變なり。禮樂志

催馬樂。もと里巷の歌謡ふ起まり。貞觀の初め。

尚侍廣井女王。特よこの曲と善くせしこと見

ゆれば。中古以來の物なることあるべし。三代實錄

後ふい。朝家及び顯貴の家の宴遊ふい。唐樂の

曲と。催馬樂の歌こを取交へて。興となせり。凡

催馬樂は二流あり。左大臣雅信の傳と。藤家こ

いひ。式部卿敦實親王の傳と。源家といふ。律五廿

呂三十合せて六十一曲あり。今世ふ傳ふ。梁塵

抄。入。馬。綾。

東遊トウユウ。まこと東舞ともいへり。もと東國の風俗歌

ふらむとる舞ふるが故ふ。名づけたり。歌舞略史

樂器いふしへを。和琴を用ひし。後笛箏策と

も用ふること。なまり。歷朝祭祀よ之と行ひ

る。凡五曲あり。體源抄。公事根源。

風俗歌。こももと諸國は行なきて。歌謡の中ふ

て。曲調のよきを撰びて。上下の人乃うたひし

ものなり。體源抄古今集は。近江風。水莖風など稱

せしも。皆其所々の風俗の歌ふて。振こひ曲節

といふがごとし。樂書は載る所。二十五曲あり。

古本風 浴歌譜

服忌及び觸穢の事

服忌いふ一へを服假といふ。職事官の喪に遭ひたる時。暇と賜ふ義よりて。服とい喪服を着るこ
とかり。大寶の時。始めて服紀の制とさだむ。

君。天子と父母。夫。本主。

右一年

祖父母。養父母。

右五月

曾祖父母。外祖父母。伯叔父姑。伯叔妻。

兄弟姊妹。夫之父母。嫡子。

右三月

高祖父母。舅姨。嫡母。繼母。繼

父同居。異父兄弟姊妹。衆子。嫡孫。

右一月

衆孫。從父兄弟姊妹。兄弟子。

右七日

職事官父母の喪に遭ふ時ハ。並に解官を。自餘を
皆假を給ふ。夫。祖父母。養父母。外祖父母に
ハ。卅日。三月の服より廿日。一月の服より十日。七

日の服より三日とす。無服の殤なり。生れて三月よりいふまでを本服三月なり。む假三日を給ふ。その一月の服より二日。七日の服より一日なり。又受業師の喪より三日と給ふ。解令義爾來歷朝皆之に依る。武家の制。小異同ありといへども。概ね異なることなし。今の制は即武家の法なり。法曹至要鈔青標紙服忌令服は天皇は。本服二等以上の親の喪の為より。錫紵を服し。三等以下及び諸臣の喪より。帛衣と除く外。雑色を通用したまふ。解令義庶民は藤衣とて。布を鈍色より深め。親疎より濃薄あるものとす。

着たりしもの。いつの頃より棄られふたり。年々隨筆そもく服紀の制は。もと人情より本づきて定められたるものなり。親戚の喪より遭ひしほどは。悲哀の情切ふして。心專一なり。む假と給ひ。まこと喪服を着るほどは。猶その情のさめやらぬまごたなり。これを假竟りて後。公事より従ふも。猶喪服をいふ出仕をすることなりき。年々隨筆又奪情従公より制あり。これに喪服の中より。も。樞要器量の官人は。出仕を許さる。事より。朝參ふも。朝服を着し。家より在りては。猶喪服を着し。

たるを。後より喪制の事も絶えざる故。たゞ除服出
性といふ名稱ふのこなりて。官人たるものハ。概
ね許さず。事となきり。令義解拾芥抄年々隨筆。
又大寶令ハ。五等親の差別あり。これハ法律上の
都合よりて。親族とかく區別したるものと見
ゆ。故に親戚の輕重ともて定めたる。服紀といま
た異なる事有り。例せば外祖父母も四等親を
ど。服ハ三月とし。庶子ハ一等親なれど。服ハ一月
と氏子が如し。

五等親圖

一等	父母。養父母。夫。子。養子。
二等	祖父母。嫡母。繼母。伯叔父。姑。兄弟姊妹。 夫之父母。妻妾。姪。孫。子婦。 <small>同妻</small> 。父妾。
三等	曾祖父母。伯叔婦。夫姪。從父兄弟姊妹。異 父兄弟姊妹。夫之祖父母。夫之伯叔姑。姪婦。 繼父。同居前妻妾子。
四等	高祖父母。從祖々父姑。從祖伯叔父姑。夫兄 弟妻妾。再從兄弟姊妹。外祖父母。舅姨。兄 弟孫。從父兄弟子。外甥。曾孫。孫婦。妻妾 前夫子。
五等	妻妾父母。姑子。舅子。姨子。玄孫。外孫。 女聲。 <small>令義解</small>

今の制ハこれ小同シ。新律綱領

觸穢ハ汚穢ヲ觸シて其氣を受るといふ。これ
も穢氣を蒙りしものハ。志精一ならず恐れあ
るふよりて。神事ハ殊ハ之を忌む方り。大寶の
制。神事あることハ必諸司として散齋致齋せし
む。其散齋の内ハ喪を吊ひ。病を問ひ。肉を食ひ。
刑殺を判し。罪人を決罰し。音樂を作し。穢惡の事
小預ることハ得ざらシむ。令義解
後ハ紀元一五ハ神事ハふらシ穢ハ觸れた
るものハ。内裏ハ出入と禁ト人ハ對するハも。

忌み憚るべきことハなれり。穢ハ人死。改葬。
傷胎。産。觸失火所。五體不具。喫猪鹿肉。
六畜産。吊喪。問病。到山作所。遭三七日法
事等なり。この他。血。灸。五辛。月水。懷妊。及
び汚穢ハついで甲乙丙の次第等ありき。維新後
總べて之と廢せらる。延喜式拾芥抄
法曹至要鈔。

日本制度通卷一終

明治二十二年九月廿六日印刷
同 年九月一日出版

版權所有

著者

萩野由之

麹町區飯田町
三丁目二十五番地



同

小中村義象

本郷區駒込
西片町十番地

印刷兼
發行者

吉川半

京橋區南傳馬町
一丁目十二番地



